

第 6 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成21年10月5日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 6 回 熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成21年10月5日(月曜日)

午前10時0分開議

午後0時45分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算(第4号)

議案第2号 平成21年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

議案第5号 熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 財産(物品)の取得について

報告第4号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第5号 フィッシャリーナ天草株式会社 of 経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第23号 平成20年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第24号 平成20年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価について

請第29号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 「熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会」について

② 平成20年度熊本県普通会計決算の概要

③ 政令指定都市・市町村合併の推進について

④ 川辺川ダムに関する最近の状況について

⑤ 平成20年度肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況

出席委員(8人)

委員長 森 浩 二

副委員長 田 代 国 広

委員 鬼 海 洋 一

委員 竹 口 博 己

委員 馬 場 成 志

委員 大 西 一 史

委員 中 村 博 生

委員 内 野 幸 喜

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策局

局長 安 倍 康 雄

総括審議員兼次 長 黒 田 豊

首席政策審議員兼

企画調整課長 神 谷 将 広

政策調整監 坂 本 浩

秘書課長 向 井 康 彦

広報課長 濱 名 厚 英

総務部

部長 松 山 正 明

次 長 瀬 口 豊

次長 田崎 龍一  
 危機管理監 富田 健治  
 人事課長 豊田 祐一  
 総務事務センター長 高嶋 裕治  
 首席総務審議員兼  
 私学文書課長 広崎 史子  
 首席総務審議員兼  
 財政課長 田嶋 徹  
 管財課長 松田 良治  
 税務課長 佐藤 幸男  
 市町村総室長 楢木野 史貴  
 市町村総室副総室長 五嶋 道也  
 危機管理・防災消防  
 総室長 若杉 鎮信  
 危機管理・防災消防  
 総室副総室長 佐藤 祐治  
 男女参画・協働推進  
 課長 中園 幹也

地域振興部  
 部長 坂本 基  
 次長 松見 辰彦  
 次長 河野 靖  
 地域政策課長 小林 弘史  
 川辺川ダム総合対策課長 古里 政信  
 情報企画課長 松永康 生  
 首席政策審議員兼  
 文化企画課長 山野 陽一  
 交通対策総室長 高田 公生  
 交通対策総室副総室長 田代 裕信  
 統計調査課長 佐伯 康範

出納局  
 会計管理者兼  
 出納局長 宮田 政道  
 会計課長 田上 勲  
 管理調達課長 清田 隆範

人事委員会事務局  
 局長 中村 和道  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 田中 明  
 公務員課長 松見 久

監査委員事務局

局長 林田 直志  
 首席監査審議員兼  
 監査監 藤川 昭  
 監査監 柳田 幸子  
 監査監 山中 和彦

議会事務局

局長 井川 正明  
 次長 高橋 雄二  
 首席総務審議員兼  
 総務課長 吉良 洋三  
 議事課長 東 泰治  
 政務調査課長 船越 宏樹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳永 和彦  
 政務調査課課長補佐 後藤 勝雄

午前10時0分開議

○森浩二委員長 それでは、ただいまから第6回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託された請第29号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第29号についての説明者を入室させてください。

（請第29号の説明者入室）

○森浩二委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

（請第29号の説明者の趣旨説明）

○森浩二委員長 趣旨はよくわかりました。後で審査しますので、本日はこれでお引き取りください。どうもお疲れさまです。

（請第29号の説明者退室）

○森浩二委員長 次に、6月の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

（地域振興部長自己紹介）

○森浩二委員長 次に、本委員会に付託され

た議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、総務部長、総括説明をお願いします。

○松山総務部長 今回提案いたしております議案の概要について御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算につきましては、第1号議案として、6月補正予算の成立後において詳細が判明いたしました経済対策に伴う基金の造成、活用等の経費を176億円、県税過誤納還付金や災害関係等の通常分を84億円計上いたしております。

これによりまして、9月補正予算は約260億円の増額補正となり、補正後の平成21年度予算規模は約8,255億円ということになります。

また、特別会計は2億400万円、企業会計は1,500万円の増額補正となっております。

このほか、熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例等の条例案件等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長、総室長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、財政課長から、平成21年度9月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。1ページをお願いします。

平成21年度9月補正予算の概要ですけれど

も、1ページは、総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

次に、2ページをお願いします。

2ページから3ページにかけて、歳入予算の内訳を示しております。

その主なものは、7の分担金及び負担金ですが、これは公共投資の追加に伴う市町村負担金8億4,000万円余でございます。

次に、経済対策に伴う9の国庫支出金が約152億円、さらに、経済対策として造成しました基金からの繰入金約48億円、15の県債は約15億5,000万円となっております。

次に、4ページをお願いします。

4ページから5ページにかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものは、1の一般行政経費で、これにつきましては、先ほど御説明しました県税過誤納金や経済対策に伴う市町村への助成でございますが、約107億円、2の投資的経費で約153億円余となっております。それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を記載しております。

次に、6ページをお開きください。

地方債の補正で、補正の内訳でございますが、先ほど歳入のところでお話ししましたように、約15億5,000万円の増となっております。

以上が9月補正予算の概要でございます。

次に、7ページをお願いします。

8月20日に専決いたしました8月補正予算の概要でございます。ソーラー普及拡大に要する経費について、1億6,200万円の増額を行いました。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○森浩二委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

す。資料の9ページをお願いいたします。

1段目、文書費80万円余につきましては、知事部局における文書の作成、保存、廃棄に至る文書管理のあり方について検討を行います熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会の運営経費でございます。10月3日に開催いたしました、後ほど御報告をさせていただきます。

2段目、私学振興費につきましては、3,000万円の増額をお願いしております。

説明欄(1)私立幼稚園緊急環境整備事業は、平成21年度の安心こども基金を財源といたしまして、私立幼稚園における幼児教育の質の向上のために、緊急整備経費の補助をするものでございます。

(2)及び(3)につきましては、平成21年度の高등학교授業料減免事業の臨時特例交付金に関する要綱が制定されましたことに伴い、財源更正をするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○佐藤税務課長 税務課でございます。資料の10ページをお願いいたします。

当課では、補正予算と債務負担行為の変更のお願いをいたしております。

まず、上段の予算のうちの税務総務費でございますが、今議会開会日に先議で議決されました熊本市と城南町、植木町の合併などに伴いまして、県税オンラインシステムの改修が必要となりまして、その経費として2,777万円余の補正をお願いするものでございます。

次に、賦課徴収費でございます。

この中で法人事業税の確定申告に伴います中間納付の還付等のため、県税過誤納還付金を当初予算で24億700万円余計上しておりましたが、景気悪化により還付が増加することが明らかになりまして、38億500万円余の補正をお願いするものでございます。なお、補

正後の予算額は合計で62億1,200万円余となります。

次に、下段の債務負担行為でございますが、先ほど説明いたしました県税オンラインシステムの改修経費につきましては、熊本市の合併が3月23日であり、改修の業務委託が年度をまたがる必要があるなどにより、平成22年度で1,383万8,000円の債務負担行為の変更増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○植木野市町村総室長 市町村総室でございます。資料の11ページをお願いいたします。

上段、自治振興費4億830万円の補正を上げております。

これは、右の説明欄に記載しておりますけれども、市町村合併支援交付金等の増でございます。内容は、今県議会でききに議決いただきました熊本市と城南町、熊本市と植木町の合併に伴いまして、県の合併支援プランに基づく市町村支援交付金をそれぞれ2億円ずつ、計4億円、また、合併旧法で合併しました市町村に対して交付しております市町村合併特別交付金について、天草市分を830万円、これは昨年度、平成20年度交付決定額が減額された分ですけれども、これを計上しておるものでございます。

下段の一般会計繰出金2億415万円につきましては、上段で御説明しました自治振興費の財源に充当するため、熊本県市町村振興資金貸付特別会計から一般会計に全体の半額を繰り出すものでございます。

市町村総室分は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。13ページの上段をお願いいたします。

計画調査費でございますが、離島振興対策事業といたしまして、国土交通省の離島体験

滞在交流促進事業費補助金を活用し、天草市が行います御所浦島開発総合センターのバリアフリー化工事等に要する経費として、1,300万円余の増額補正をお願いいたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○古里川辺川ダム総合対策課長 説明資料の13ページ、下段をお願いしたいと思います。

今回、計画調査費として1,843万1,000円の増額補正をお願いしております。

これは、右の説明欄に上げておりますが、村と県が共同で策定いたしましたふるさと五木村づくり計画に掲げます村の事業経費に充てるための交付金として計上するものでございます。

当初予算では、2,000万円を確保しておりますが、契約が確定し、交付金の見込み所要額が2,000万円を超える額になりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

なお、財源をその他としておりますが、五木村振興基金から取り崩して充てることとしております。

以上でございます。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。14ページの上段をお願いいたします。

計画調査費としまして4億5,400万円余の増額補正をお願いしております。

これは、説明欄に記載しておりますとおり、情報通信格差を是正するため、市町村が実施いたします携帯電話基地局整備事業に対して県が補助を行うものでございます。6月補正後に市町村から追加要望のあった分を計上させていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。説明資料の14ページの下段をお願い

いたします。

計画調査費で1,680万円の増額補正をお願いしております。空港整備促進費でございます。

阿蘇くまもと空港直轄事業負担金ということに関しまして、国の追加経済対策として、国の直轄事業の前倒しによる阿蘇くまもと空港における滑走路の照明施設の改良工事につきまして、県の負担分1,680万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、これにつきましては、地方負担分を軽減する補正予算債を活用することとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○吉良議会事務局総務課長 議会事務局でございます。資料の15ページをお願いいたします。

議会インターネット映像配信業務委託に係る債務負担行為の設定でございます。

当該業務につきましては、カメラ2台の増設と、質問者や答弁者の氏名、質問項目等のテロップの挿入及び手話通訳を取り入れたインターネット配信等を12月議会から運用するもので、そのため今回債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○豊田人事課長 人事課でございます。

第5号議案熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例につきまして、16ページから30ページにかけてでございますが、資料の31ページで御説明いたします。31ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございますが、国におきまして、公務員の不祥事等の発生を踏まえまして、従来の退職手当制度では返納命令等ができない場合、具体的には、括弧にご

ございますが、退職手当支給後に在職中の懲戒免職処分に相当する非違行為が発覚いたしましても、現行は、禁固以上の刑に処せられない限り、返納を命じることができない場合がありますとか、2にあります、在職中に懲戒免職処分に相当する非違行為があった場合でも、処分前に職員が死亡した場合には遺族に退職手当を支給することとなる、こういった場合の問題の対応について検討されまして、国家公務員退職手当法の改正につきまして、その法律がことしの4月1日から施行されたところでございます。

県といたしましても、退職手当制度の一層の適正化を図るといふ法改正の趣旨を踏まえて、国に準じた制度改正を行うものでございます。

2の今回改正する条例でございますが、一般職、特別職を問わず、退職手当が支給されるすべての職員を対象としておりまして、5本の条例を一括して改正するものでございます。

3の主な改正内容についてですが、大きく3点ございます。

1点目は、退職後の返納及び支給制限の要件の拡大でございます。

現行では、退職後は、禁固以上が確定した場合を除き、支給制限、返納命令はできませんが、改正後におきましては、退職後に在職期間中の懲戒免職処分を受ける行為があったと認めた場合につきましては、退職手当の返納、支払い前であれば支給制限を命じることができるということにするものでございます。

2点目は、遺族等に対します返納及び支給制限処分の創設でございます。

現行制度では、遺族等に対しましては、支給制限、返納命令はできませんが、今回の改正で、職員が死亡しているときに、遺族等に対しても、退職手当の返納、支払い前であれば支給制限を命じることができるとするもの

でございます。

3点目は、人事委員会への諮問についてでございます。

今回の制度改正に当たりましては、支給制限や返納命令等の処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分相当の判断でありますとか、支給制限等を行う際には、事前に第三者機関であります人事委員会に諮問するというようにするものでございます。

4の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

32ページから34ページにかけまして、手数料条例の一部を改正する条例について記載しております。説明につきましては、35ページの条例(案)の概要に沿って御説明させていただきます。

まず、1番目の条例改正の趣旨でございますが、これは、銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正などに伴い、手数料の新設等を行うものでございます。

2番の主な改正内容をごらんください。

1番目としましては、新たに手数料8項目を設けます。①から⑥までは、銃砲刀剣類所持等取締法の改正によるものでございます。⑦は、土壌汚染対策法の改正により、汚染土壌の処理業に係る許可申請手数料を新設するものです。⑧は、農林水産省提示の家畜の病性鑑定マニュアルの改定により、検査手数料に遺伝子学的検査の項目を加えるものでございます。

次に(2)ですが、銃砲刀剣類の所持許可等に関する手数料6項目について、額の改定を行います。これらは、ストーカー行為を行った者など、欠格事由の追加に伴い審査事務が増加するため、改定を行うものでございます。

3番目の施行期日につきましては、法改正に基づくものにつきましては、その施行日に合わせ、それ以外のは公布の日から施行することとしております。

4番のその他として、今回新設される手数料を県の収入証紙で収入するため、収入証紙条例の一部改正をあわせて行うこととしております。

以上、よろしく願いいたします。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。説明資料の36、37ページをお願いします。

くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例でございます。37ページの概要で御説明いたします。

まず、条例改正の趣旨でございますが、県民交流館の指定管理者による管理を拡大するために関係規定の整備をするものでございます。

2の改正内容についてでございますが、既に指定管理者制度を導入済みの物産等振興施設以外の部分に、同制度の導入を図るための関係規定の整備でございます。指定管理者による管理の拡大及び会議室等の使用に関して、利用料金制度の導入のための規定の整備を行うものでございます。

また、通常料金の2倍の使用料を徴する営利的使用について、具体的に規則で規定するために、条例に委任規定を加えるものでございます。

施行日は、平成22年4月1日といたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の38ページの第16号議案財産(物品)の取得について御説明いたします。

これは、県庁と各地域振興局とを光ファイバーで結ぶ熊本県総合行政ネットワークの再構築に伴い、高速通信機器を取得するものでございます。なお、取得のための予算につきましては、今年度当初予算で計上させていただいております。

本年8月13日に一般競争入札を実施し、富士通株式会社熊本支店が2億3,310万円で落札しております。同社とは、8月26日に仮契約を締結しております。

以上、よろしく願いいたします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

資料39ページ、報告第4号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

あわせて、資料44ページ、報告第24号平成20年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価につきましても、関連報告でございますので、あわせて御報告いたします。

まず、経営状況につきまして、別冊、お手元に配付しております公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類に基づいて御説明を申し上げます。1ページをお開きください。

大学の概要でございます。

平成18年4月1日に、公立大学法人熊本県立大学として設立をされました。大学の概要といたしましては、3学部、3研究科を設置しております。学生数は、学部、大学院を合わせまして2,241人、教員数92人、事務職員35人となっております。

次に、法人の決算状況について御報告いたします。3ページをお開きください。

事業報告ということで載せておりますが、後ほど御説明します業務実績評価であわせて御説明を申し上げます。

財務諸表といたしまして、6ページと7ページをごらんください。



貸借対照表、損益計算書を掲げております。7ページ、損益計算書をごらんください。

一番下の欄、当期総利益として6,671万1,453円となっております。これは、各種経費の効率的な執行と入学者が見込み数より上回ったことによる利益でございます。この当期総利益につきましては、教育、研究の質の向上の改善等の使途に充てるということで、知事の承認を受けております。

これらの財務諸表につきましては、法人監事の監査を経ており、また、知事の附属機関でございます公立大学法人評価委員会からも適当であるとの意見を得まして、知事の承認を平成21年8月12日付で受けております。

次に、今年度の事業計画でございます。8ページをお開き願います。

もっこすプラン2009に基づきまして、法人が重点的に実施するとした事項について記載しております。詳細は説明を省略させていただきます。

予算といたしましては、10ページに、平成21年度収支予算書を掲げております。

予算規模、総額23億6,000万円余で、財源といたしましては、授業料収入のほかに、県が交付する運営費交付金が9億3,900万円余となっております。

引き続き、別冊、報告第24号について御報告をいたします。お手元の熊本県立大学業務実績評価書をごらんください。

地方独立行政法人法の規定によりまして、法人は、毎年度、知事の諮問機関である評価委員会の評価を受けなければならないとされております。評価委員会は、その評価結果を知事に報告し、知事は、その旨を議会へ報告することとされております報告でございます。

全体の評価につきまして、3ページをごらんください。

本年度の取り組みについては、中期計画を

踏まえた年度計画を着実に進めていると認められるという評価がなされました。

項目別の評価について、4ページ以降に記載してございますが、6ページ以降の業務運営、財務内容などの各項目につきましても、それぞれ四角で囲っておりますように、すべて年度計画を順調に実施しているとの評価が行われております。

特に、今年度、委員から御指摘がございましたのは、管理栄養士の国家試験につきましては、新卒の合格率89.5%と、全国平均74.2%を大きく上回った実績を上げていること、また、地域貢献事業につきましても、多くの実績を上げていることなどが指摘をされました。

公立大学法人熊本県立大学につきましては、法人化後3回目の決算を行いました。その業務運営につきましては、おおむね順調に運営が行われているものと考えております。

以上、御報告でございます。よろしく願います。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。資料40ページをお願いいたします。

報告第5号議案フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について御説明をいたします。

恐れ入りますが、別冊資料にて説明させていただきますと思います。1ページをまずごらんいただきたいと思います。

まず初めに、平成21年7月1日現在でのフィッシャリーナ天草株式会社の会社概要について御説明をいたします。

フィッシャリーナ天草株式会社は、天草海洋リゾート基地建設構想に位置づけられました樋合島リゾート整備の事業主体といたしまして、平成5年1月に設立され、平成9年4月に開業し、上天草市におきましてマリナーの運営や各種マリンスポーツ教室などの開催

を主な事業としているところでございます。

資本金につきましては、2の(3)に記載のとおり、3億3,500万円でございます。

3の役員体制についてでございますが、平成17年度より、県出資団体に対する関与見直しの一環といたしまして、代表取締役社長を県の副知事から地元上天草市長に交代をしております。現在は川端上天草市長が社長を務めておるところでございます。

株主の状況といたしましては、2ページ下段の6にございますとおり、熊本県、上天草市等7者であり、熊本県所有の株式数は3,400株で、全株式の50.7%でございます。なお、昨年12月には、県所有の株式100株を、ボートの販売、修理を行います株式会社マスターマリンに対し売却して、同社が新たに経営に参画したところでございます。

続きまして、会社の経営状況について御説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

まず、平成20年度決算についてでございますが、県内のプレジャーボートの登録隻数が減少を続けている非常に厳しい経営環境の中ではございますが、マリン商品取扱店との連携強化やメンテナンスサービス等の充実により、保管艇確保に努め、本年3月末の保管隻数は91隻確保されたところでございます。

また、フィッシャリーナ天草株式会社は、県の施設でございます樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者といたしまして、当該施設の管理、運営を行いますほか、樋合海水浴場にあります海の家管理、運営を上天草市から受託し、休憩施設、マリンスポーツ機材レンタル等の関連事業を実施するほか、クラブハウスを活用したジャズコンサートなどに協力し、地域の魅力づくりに取り組んでいるところでございます。

次に、4ページに収支決算書を記載しております。

平成20年度の売上高は9,177万円余、当期

損失は1,046万円余となっております。また、収支決算書には記載されておりませんが、当期損失のうち減価償却費が1,076万円余を占めており、営業のキャッシュ・フローベースでは29万円余の減価償却前黒字を確保し、平成18年度から3期連続で減価償却前黒字を確保している状況でございます。

5ページには、貸借対照表の方を記載しております。

主な資産といたしましては、現金及び預金が9,370万円余、構築物等の有形固定資産が6,647万円余でございます。負債につきましては、長期借入金はございません。

累計赤字(当期末処分損失)は2億222万円余となっております。このうち1億4,759万円余は減価償却累計分が占めております。

財産目録につきましては、6ページに記載のとおりでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成21年度の事業計画につきまして御説明いたします。

引き続き、マリーナの経営環境は厳しいものがございますが、マリン商品取扱店との連携強化やほかのマリーナに対する競争力の強化を進めるなど、新規保管艇の確保に会社として全力を挙げるなど、営業活動をさらに強化していくことといたしております。

また、会員制レンタルボート事業の拡大などにより、顧客層のすそ野を広げますとともに、クラブハウスなどを有効活用してイベント等を誘致することにより、マリーナへの集客力の拡大を図ることといたしております。

次に、8ページに収支予算書を記載しております。

平成21年度は、新規保管艇の確保により売上げの増を図ることとしており、減価償却前のキャッシュ・フローベースでの単年度収支では、平成18年度から達成いたしております減価償却前黒字額の拡大を目指します。具

体的には、保管艇数の目標を94隻とし、減価償却前利益の目標は119万円余の黒字を目標といたしております。また、減価償却費といたしましては、984万円余の当期損失が見込まれているところでございます。

なお、今年度に入り、全国6カ所でマリナーの運営を行っております株式会社ウェルポートジャパンというところから、経営参画したい旨の申し出がございましたので、当該企業に対し、県と上天草市の株式の一部を売却し、経営参画させることで進めておるところでございます。

フィッシャリーナ天草株式会社につきましては、今後とも民営化を視野に入れながら、他の出資者との協議を重ね、県の関与の縮小を図ってまいりたいと考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○山野文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の41ページ、報告の第6号でございますが、説明につきましては、お手元の別冊、財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により御報告申し上げます。

御承知のとおり、財団法人熊本県立劇場は、指定管理者として県からの委託を受けまして、コンサートホール、演劇ホール等の管理、運営や使用料の収納を行うとともに、各種の文化事業を実施いたしております。

まず、1ページをお開き願います。

20年度の事業報告でございます。

最初に、業務の中の大部分を占めております指定管理者としての業務について報告をいたします。

1、管理運営業務のうち(1)施設、附属設備、駐車場等の管理及び供用と、(2)文化事業の実施につきましては、熊本県立劇場の管理運営に関する協定書に基づきまして、委託料4億900万円余によりまして実施をいたし

ております。なお、委託料は、前年度に比べまして1,000万円の減でございます。

次に、2の使用料の収納業務でございますが、県立劇場の施設、附属設備等の使用料が1億6,000万円余、それから駐車場の収入が9,100万円余、合わせまして2億5,200万円余の収入がございました。収入額につきましては、前年度と比較いたしまして約400万円余の増となっております。

3の施設の利用状況でございますが、3ページの別表1に掲げております。

3ページの表の一番下の右から3列目に全体の利用状況を記載しております。コンサートホール、演劇ホール、大会議室を合わせまして、平均で76.6%の利用率となっております。前年度と比較いたしまして、0.9%の増というふうになっております。

また1ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番下の4の文化事業でございますが、(1)舞台芸術を中心とした芸術文化に係る人材の育成事業、それから、2ページになりますけれども、(2)文化団体等とのネットワークの構築及び活動支援、(3)多様な舞台芸術の鑑賞機会の提供、(4)これらに伴います広報事業等も実施いたしております。事業の詳細につきましては、4ページから7ページに掲げております。

次に、指定管理業務以外も含めました財団の全体の平成20年度の収支決算の状況について御説明いたします。8ページをお願い申し上げます。

平成20年度収入支出計算書でございますが、収入合計は4億7,500万円余、支出合計は4億7,200万円余となっております。収支差額の910万円余が次期繰越金となっております。

続きまして、9ページに正味財産増減計算書、それから10ページに貸借対照表、それから11ページに財産目録を掲げております。

以上が平成20年度の事業概要及び決算の状況でございます。

次に、平成21年度の事業計画及び予算について御説明を申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思っております。

平成21年度事業計画でございますが、平成21年度は県立劇場の第2期指定管理者の1年目に当たりますが、1の管理運営業務を行いますとともに、2の文化事業につきましては、(1)人材育成の事業、次のページになりますけれども、(2)地域の公立文化ホールの支援事業、さらに、15ページになりますけれども、(3)の伝統芸能の継承・発展支援事業、(4)鑑賞機会の提供、(5)芸術文化に触れる機会の提供、(6)財団独自の文化事業等を実施いたします。事業の詳細につきましては、17ページに記載をいたしております。

最後に、18ページでございます。

平成21年度収入支出予算書でございます。

収入、支出ともに4億6,000万円余でございます。平成20年度予算に対しまして約3%の減となっております。

以上、財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○高田交通対策総室長 交通対策総室でございます。

資料42ページ、報告第7号、天草エアライン株式会社の経営状況につきまして報告をさせていただきます。

お手元の別冊、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類により説明申し上げます。1ページをお開き願います。

まず、事業報告についてでございます。

平成20年8月末に、利用率が低迷しておりました松山線を廃止し、新たに9月から神戸線が就航し、これに伴い、天草一福岡線を1日4往復から3往復に、天草一熊本線を1日2往復から1往復にそれぞれ減便し、運航の

効率化を図りました。

路線見直しに加え、機材の重整備が重なるとともに、昨年夏の梅雨時の悪天候が続いたことから、運航便数が減少いたしました。その結果、利用者数は、前年度、平成19年度より1万1,003人減少したものの、提供座席数が前年度より2万7,612席減少したことにより、利用率は前年度を上回る50.3%となりました。

2ページ及び3ページをお開き願います。

会社概要を記載しております。

本年6月末の株主総会で、代表取締役社長として、新たに日本航空出身で整備部門の経験が長く、また熊本支店長の経験がある奥島透氏がついておられるところでございます。

4ページをお願いいたします。

収支決算書につきまして説明申し上げます。

平成20年度の売上高は7億3,949万円、うち旅客収入は6億4,537万円でございます。一方、営業費用のうち売上原価は9億7,524万円余、販売費及び一般管理費は8,924万円となり、その結果、営業損失が3億2,499万円となりました。

なお、県及び天草地域2市1町からの機材維持費補助金の特別利益2億3,507万円余を受けたことにより、税引き後の当期損失は9,516万円となりました。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表を記載しております。

まず、資産の部ですが、流動資産は、主に現金、預金や機材部品の貯蔵品などで2億3,430万円余です。また、固定資産は、部品庫の建物や航空機などで1億3,919万円余です。

さらに、繰延資産としまして、平成20年度の神戸線新規開設などに伴う経費を開発費として572万円を計上しております。

次に、負債の部の合計は3億6,320万円余となっております。

また、純資産の部の合計は1,601万円余と  
なっているところでございます。

6 ページは、財産目録となっております。

続きまして、平成21年度事業計画について  
説明申し上げます。資料の7ページをお願い  
いたします。

本年度も、安全運航を第一義に、定時性及  
び利便性の確保に努めるとともに、景気悪  
化、天草地域の人口減少などに伴う航空需要  
の減退や運航コストの増大により、引き続き  
厳しい経営環境が見込まれるところでありま  
すが、観光客などの集客に努めるなど、増収  
を目指してまいります。

営業担当職員を今月から合計3名にふや  
し、旅行商品の造成を働きかけて営業活動を  
展開するとともに、65歳以上の方や若年層を  
対象とした割引運賃の導入を行うなどして、  
収益改善を図ってまいります。

8 ページをお願いいたします。

平成21年度の収支予算書につきまして説明  
申し上げます。

平成21年度の売上高は7億9,400万円と、  
昨年度より増加を見込んでおりますが、機材  
整備などの状況にかんがみ、営業損失を1  
億5,400万円と見込んでおります。なお、機  
材整備につきましては、県及び天草地域2市  
1町が協調して2億2,400万円を補助し、当  
期損益では約6,600万円の利益を見込んでい  
るところでございます。

以上でございます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。次  
に、43ページをお願いします。

報告第23号平成20年度決算に基づく熊本  
県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資  
金不足比率の報告について御説明いたします。

この健全化判断比率につきましては、監査  
委員の審査に付し、その意見をつけて議会に  
報告しなければならないとされていることか  
ら、今回御報告申し上げるものでございま

す。

それでは、別冊資料をお願いいたします。  
まず、1ページでございます。

1に、健全化判断比率としまして、実質赤  
字比率以下4つの指標が並んでおりますが、  
これらは自治体の財政の健全性を図る資料で  
ございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につ  
きましては、実質赤字が生じておりません  
ので、該当ございません。また、実質公債費  
率は13.0%で、昨年度に比しまして0.7%  
の悪化、将来負担比率につきましても231.8%  
で、前年度に比しまして5.6%悪化して  
おります。

次に、2の資金不足比率ですが、これは公  
営企業の経営状況を図る指標です。

本県の各公営企業会計では、資金不足は  
生じておりませんので、該当ございません。

以上が平成20年度決算に基づく本県にお  
ける健全化判断比率等の算定結果であり、い  
ずれも早期健全化基準、財政再生基準に該  
当するものはございませんでした。

なお、資料の2ページ目以降に、監査委員  
の審査意見をつけておりますが、健全化判  
断比率、資金不足比率のいずれにつきま  
しても、適正に算定、作成されているものと  
認められたとの意見をいただいております。

しかしながら、本県の財政状況は、経  
常収支比率が99.8%と財政の硬直化は  
きわまっているなど、今後、これらの指  
標のみならず、さまざまな角度から  
検証し、財政再建を進めていく必要  
があるというふうに考えております。

以上でございます。

○森浩二委員長 以上で執行部の説明が  
終了しましたので、議案等について質  
疑を受けたいと思います。質疑はあり  
ませんか。

○大西一史委員 まず9ページ、これは私学

振興助成費の私立幼稚園緊急環境整備事業ですけれども、もう少しちょっと具体的な中身を教えていただきたい。私立幼稚園における幼児教育の質の向上のための緊急整備経費というのは、一体何に使うお金なのですかね。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

先ほど申しあげました安心子ども基金を使いましでの幼稚園の整備事業でございますが、これは、私立幼稚園における遊具等の環境整備、滑り台ですとか、ブランコですとか、それからデジタルテレビなどを整備したいという幼稚園、要望をとっておりますので、そういったところに対する補助でございます。

○大西一史委員 どのくらいの園といますか、あれですか。

○広崎私学文書課長、現時点では、大体希望幼稚園が、遊具等につきましては44園、デジタルテレビにつきましては65園、アンテナ工事を附帯工事として41園。

以上でございます。

○大西一史委員 内容はわかりました。結構です。

それと、ちょっと別の項目でよかですか。これは税務課の方ですけれども、10ページ、県税の事務オンラインシステムの維持管理費関係、電算関係の業務委託ということで、2,777万8,000円ですか、上がっています。

こういう業務委託というのは、当然ある程度必要なコストだろうというふうに思いますし、必要だというふうには思いますが、一方で、その下にあるとおり、過誤納還付金で相当、これは代表質問でも申しあげましたけれども、想定以上のやっぱり県税の減収が起きているという状況を見ると、徴税コスト

であるとか、徴税のそういう手法、あるいはそういう税務の執行体制全体の見直しといたしますか、やっぱりそういったことが私は必要なんじゃないかなというふうにちょっと感じているんですよ。

とりあえず、今回、この県税の過誤納還付金が、これだけ当初の24億か30億、一応こうやって補正をしなきゃいけなくなったという事態について、税務当局としての担当として、どういうふうにお感じになっているのかというのがまず1点目、ちょっとお聞かせください。

○佐藤税務課長 ここにつきましては、当初予算におきまして、かなり大きな金額をもとと計上しております。前年度が過誤納金につきましては13億6,100万円の予算計上でしたけれども、過去8カ年の還付実績をもとに各月の最大値を予算に上げていくというようなことで考えておきまして、その時点では前年比76.8%増ということで、当初予算で24億円ほどの予算を計上いたしました。

しかし、法人の収益の悪化というのが私たちの想像を超えたものが非常にありまして、あと38億円余りの補正を要することになったということに関しましては、最大限のものを考えてはおりましたけれども、まだ算出につきましては結果としてよくなかったなというふうな、非常に反省を持っております。

今後は、考えられ得るもっと大きいものも場合によっては考えなきゃいけないのかなというふうなことで、こういう予算についての算出につきましては、しっかりと見積もりを立てていくということをやっているというふうな今思っているところでございます。

○大西一史委員 今率直によくなかったというような話で、なかなかこれは税務課長だけを責めるとか執行部を責めればいいのかという話ではなくて、やっぱり見込み違いが起こるほ

ど、これは代表質問でも申し上げたとおり、県税の税収の落ち込みあるいは景気の落ち込みが想定以上に深刻化しているというのは、これはもう特に地方においては言うまでもないような状況であるというふうに思いますからあれですが、ただ、これだけの補正を、しかも還付金でこれだけ補正をしなきゃいけないという事態については、やはり皆さんも執行部としてしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど少し述べましたけれども、オンラインシステムの維持管理という面もありますけれども、やはり税務執行体制を全体的にどういうふうに整備していくかということの中で、私もいろいろちょっとあちこちで調べてみると、他県では、市町村あたりと共同で広域連合的なことで、賦課徴収業務の一部を共同で実施する組織ということで、京都府あたりでも、これは京都地方税機構というのを設立して、来年1月から徴収業務を開始するというようなことで、市町村によっては、そういうマンパワー的な問題、人員削減の問題とか、そうしたいろんな背景もあって、なかなか手が届いていないというようなこともあるようで、こういった動きが、これは他県でも市・県民税、住民税の関係でいろいろやっていると思います。

当然、熊本県でも、いろいろな市町村とのコラボレーションといいましょうか、そういったことでこれまでもやってこられているとは思いますが、こういうある程度徴税強化とか、それから徴税コストの削減、あるいはそういう利便性の向上、そういった面からこういった新しい取り組みというのを、熊本県でもいろいろ検討してみるべきではないかなというふうにちょっと感じているんですけども、その点については、まだ今のところ想定はされていないのか、それとも今後そういう方向で考えていきたいというふうに思っているのか、ちょっとお答えいただければと思

います。

○佐藤税務課長 委員の方から今おっしゃいました件につきましては、私たちの方も非常に大きな関心を持っておりまして、20年度の決算で5億円ほどの黒字となったものの、非常にその前の2月補正で多額の減額補正もお願いしておりまして、そういったことの中では、そういう徴税コストあるいは新たな滞納整理についての取り組み、こういったものが大きな課題だということを感じております。

それで、先ほど言いました6月の決算を経まして7月、8月ということで、その付近につきましては、昨年からの世界同時不況ということもありますので、税の役割の重さというのがますます今後増していくという自覚は持っておりますので、共同徴収、そういったものについて研究を今深めておりまして、8月、それと9月にそれぞれ税務課長会議なども設けまして、現場との意見交換を経て、今後、その付近につきましては、委員からもお話がありましたようなことについて、考えを深めていこうというふうなことで今やっております。

これまでも広域的な取り組みあるいは市と県との連携につきましては、昨年から、市町村税につきまして徴収を支援する体制を今とってきておりますけれども、これにつきまして、成果もありますけれども、やはり課題もありますので、その付近も踏まえまして市町村との連携を、22年度、新たにやっっていこうというふうな形で今考えているところであります。

以上です。

○大西一史委員 今、そういうことで、当然こういう危機感を持って税務課としては勉強会等々もされているということですから、私は、他府県のそういった取り組みあたり、かなり検討しているところがありまして、もう

実際にスタートするということもありますから、こういった事例をよく視察するなり研究するなりして、熊本県でどういうスタイルが一番いいのか、こういう地方税機構みたいなものをつくってやるべきなのかどうなのかということについては、今そういう方向で考えていきたいということの答弁だったとは思いますが、しっかりメリット、デメリットを評価してやっていただきたいというふうに思います。

やはり税が落ち込んでいく中で、こういった部分のコストが——コストだけはかかるけれども、税金だけは、税収だけは減っていくというような状況というのは、非常に今後問題視もされてくるでしょうし、そういったシステム面のそういう改善というのも、これはばらばらのシステムをそれぞれやっていたら、当然それぞれの自治体でコストがかかってくることになっていきますから、そういったものを全体として見直していくということは、県がやはりそういう広域調整的な機能を使って広域連合的な手法でやっていくべきだろうというふうに思いますので、その点についてはしっかりやっていただくように要望いたしますので、よろしくをお願いします。

とりあえず、以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○鬼海洋一委員 後でまた肥薩おれんじ鉄道の経営状況の報告がありますから、その中で改めて議論したいと思いますが、とりあえずは、この天草エアラインの現状を今報告いただきました。次の取り組みも書いてありますが、6月議会ではうちの会派の渡辺議員が質問したとおりでありますけれども、どうですか、これは自信はありますか。この状況報告と同時に、今後の見通しについて若干のコメントをいただきたいと思います。

○高田交通対策総室長 確かに、先ほど説明をさせていただきましたとおり、天草エアラインの経営状況というのは厳しいというところで、我々、何とかしてこの会社の経営改善だけでなく、路線の振興を通して経営改善ということに、何とか頑張ってもらいたいと思っております。

本年6月の株主総会により、新たに代表取締役社長もかわり、また、神戸線が昨年9月から就航し、1年たつということですが、それまでの松山の路線に比べて収入の効果というのは見られるんじゃないかというふうにも思っております。

確かに、まだ引き続き機材の整備なりあるいは大きな検査というのを今後も控えておるところもございしますが、何とかして我々としては、地元天草の地域の皆さんとともに一体となって、この路線の利用率の増加、それによる経営の改善というのを目指して頑張っていきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 後ほどまたあわせて御質問して、意見を申し上げたいと思います。

○田代国広副委員長 冒頭の総務部長の説明の中で、非常に理解できないことがあります。

176億の経済対策の金はわかります。その後には過誤納還付金や災害関係と書いてあるんですね。それで260億増額補正と。過誤納還付金は、歳出ではふえているね。なぜここに過誤納還付金とか、そういうのが出てくるのか、非常に理解に苦しみます。本来ならば、ここには、基金繰り入れとか、あるいは繰り越しとか、あるいは県債、そういったものが歳入としてきて、トータルで260億というならば、大体一般的な常識と考えます。なぜこの過誤納還付金が出てくるのかが理解で



きません。もう一点は、先ほど鬼海先生がおっしゃいましたが、天草エアライン、もう一つはマリナーの上天草ですか、この2つの経営についてですけれども、非常に厳しい経営環境がいろいろ続いておりますし、と同時に、将来にわたって、いわゆるこの2つの事業は、恐らく当時地域の振興を目指したと申しますか、そういった事業がなされたと思うんですけども、残念ながら、恐らくそれらの地域の中で人口の減少が続いてはしないかと。人口が減少するという事になるわけですので、そういったことを考えると、この2つの事業の将来性、極めて厳しいような気がいたしてなりません。それぞれに皆さん方は努力されておりますけれども、残念ながら結果として、現時点においても赤字はずっと続いておるといようなことを考えると同時に、現在の我が県の財政状況等々から考えても、将来にわたってどのようにするのか、そういった議論あたりが今執行部間でなされておるか否か、以上2点についてお尋ねしたいと思います。

○松山総務部長 先ほど御説明申し上げましたのは、今回の補正予算の歳出予算についての御説明を概略申し上げたところでございます。

すべてトータルで260億円でございますけれども、ちょっと経済対策の部分がございますので、一応分けて御説明したということでございます。

176億円がいわゆる経済対策関係ということで、基金の造成と基金を崩してまた事業に組む歳出予算が大体176億円。そのほかに、経済対策とは別に、一般の補正といたしまして、先ほど申し上げました県税の還付金あるいは災害対策関係もあわせて補正をお願いしておりますので、そういうことで、一応説明の便宜上、経済対策と一般分というふうに分

けて御説明申し上げたところでございます。

○田代国広副委員長 その分け方がおかしいと言っているんですよ。歳入でしょう、この見方からすれば。したがって、その経済対策分と、あとは基金繰入金とか、県債とか、あるいは繰越金とか、そういった分け方をするのが当然じゃないですか。分け方に私は理解できないと言っているんですよ。

○松山総務部長 歳入の説明は御説明申し上げておりません。これは歳出だけです、ここで申し上げているのは。経済関係が176億円の歳出予算です。それから、84億円がやはりそれ以外の歳出予算でございます。歳入予算等につきましては、財政課長の方から別途先ほど詳しく御説明申し上げたところでございます。

○田代国広副委員長 この補正は、260億増額補正ですよ。増額補正ということは、歳入がふえたわけでしょう。したがって、歳入についてのこの場合は説明と理解するのが当然じゃないですか。

○松山総務部長 私の方から概略の御説明だったものですから、ちょっと歳出予算が大きく今回の特徴といいますか、そういったことを私御説明申し上げたわけで、詳しい中身につきましては、その後、財政課長の方から、その辺については御説明申し上げたところでございます。

○田嶋財政課長 済みません、先ほどの説明が悪かったかもしれませんが、あくまでも県税過誤納金に係る税につきましては、前年度収入しております。それが仮決算で収入したものが多かったものですから、これは返すということで、いわゆる歳出の県税過誤納還付金です。ですから、今回は税は補正しており

ませんので、あくまでも過誤納還付金も歳出の予算となります。

○田代国広副委員長 いいですか、260億増額補正ですよ。歳入があったから増額するわけでしょう。県債とか、繰入金とか、あるいは繰越金ですか、そういったものが歳入としてあるから、こういう260億という増額ができたわけでしょう。

○田嶋財政課長 先ほど御説明しましたように、総務部長からは、補正の概要としまして歳出を中心に御説明いたしました。それで、私の方からの総括説明として、歳入予算については国庫支出金とか、県債とか、繰入金ということで、歳入予算の内訳を御説明したところでございます。

○森浩二委員長 これはちょっと後で2人で……。

じゃあ、エアラインとマリーナの報告を。

○高田交通対策総室長 天草エアラインに関してでございますけれども、先ほどあらまし説明申し上げましたとおり、確かに経営環境は厳しい状況でもございます。

そうした中で、この天草エアラインについて、今後どのようにしていくかということで、昨年度、県、天草地域2市1町、会社を中心に、また、地域のこうしたコンピューター航空をやっているような国交省の団体などからの意見も聞きながら、この会社を将来的にどう進めていくかというあり方について検討いたしました。

本年3月にその報告をまとめて、その中では、当面、現行のこの路線で引き続き運航を維持していくことが一番収支の改善にとっていいとあるものの、さらにその増収だとか運航コストの抑制というものを図っていくために、天草エアライン以外のほかのコミュニタ

ー航空会社等も——日本では各地運航しているところでもございます。そうしたコンピューター航空会社などとの間での提携、例えば、共同運航をどうするとか、あるいは機材の共通運用を図るとか、そうした検討というものをしていくべきではないかというふうにとまとめたところでもあり、現在、私どもの中で、ほかのコンピューター航空会社などからの状況というものについて、いろいろ勉強したり、意見を交換しているところでもございます。

そうしたことを通して、将来的にどうやっていくかということにつきましても、当面、経営の改善ということで、現行路線の維持をしながらも、その先のところをどう進めていくかということについて、今我々の中でも当時並行的に検討をしていっているところでもございます。

まだ現時点で、どうだという結果というもの、成果が見られるところでもございませぬけれども、引き続きそうした中身についても検討を進めていきたいと考えておるところでございませぬ。

○小林地域政策課長 地域政策課でございます。

フィッシャリーナ天草についてのお問い合わせでございますが、このフィッシャリーナ天草という会社自体が、漁港内のプレジャーボートと漁船乗り入れ上のトラブルを防止するというマリーナの適切な管理と、先ほど申し上げました海を生かした地域の振興というのを目指して設立された会社でございますが、このマリーナの運営というもの自体は、採算が合えば民間事業者でも代替ができるのではないかというふうに私どもとしては考えております。

このような認識に基づきまして、県といたしましては、役員をかつて5名出しておった時代があったわけでございますが、その役員について、2名減らして3名にするなど、人

的関与を縮小いたしますとともに、民間から招きました役員を中心に、経営の効率化に取り組んでまいったところでございます。

そのような中で、まだ減価償却後は赤字でございますが、減価償却前のベースで申し上げれば、ここ3年続けて黒字を確保できるようになるなど、経営的にも安定してきた状況には入ってきておるのかなというふうには思っております。

今後の取り組みについてでございますが、さらに経営改善を促していきまるとともに、ほかの出資者とも協議を重ねながら、民営化も視野に入れた取り組みというものを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○田代国広副委員長 いずれにいたしましても、やっぱり厳しい状況が今後も続くであろうということは予想されます。と同時に、99.8%という経常比率に見られるように、本県は、今、財政再建戦略を立ち上げて実施して、そして、それに向かって努力をいたしておるわけございまして、そういった本県の財政との整合性も含めまして、今後の将来のあり方について、しっかりとまた議論していただくようお願いしておきたいと思えます。

以上です。

○鬼海洋一委員 先ほど大西委員の質問と重なるわけですが、広崎課長、先ほどお話を聞きいたしますと、私立幼稚園のほとんど施設整備に係る予算のようですけれども、実は、私は、厚生常任委員会の中でもちょっと問題提起してほしいということをお願いしておりましたのは、例えば今議会の中で問題提起いたしました発達障害、こういうものについては、特別支援員等について、公立学校、公立の幼稚園、ここは予算措置ができてい

んですよね。ところが、同じ課題を抱えるにもかかわらず、私立の幼稚園だとか保育園だとか、全く支援がない中で同じ課題にこたえていかなきゃいかぬという、その団体の現状があるわけでありましてけれども、そういうものについては、私立の、さっき主にハード、施設整備の話がありましたが、予算としては考えることはできないんでしょうかということをちょっと質問します。

○広崎私学文書課長 先ほど申し上げました安心子ども基金というのは、使途が国の方で決まっております、私どもの方では、遊具等の整備、それからテレビ等の設置というものに使用したところでございますが、今鬼海委員お尋ねの特別支援障害児教育につきましては、私立幼稚園でも補助事業をやっておりまして、実質、実施園が49園で、対象園児が218人、その障害児を預かる幼稚園に対しまして、年間1億3,500万円余の予算計上を行っております。

ただ、幼稚園の方からは、特別支援教育についての手当を今後拡充していただきたいという要望も承っておりますので、それにのっかって、今後、この特別支援教育、障害児の受け入れについても、よりどういった支援ができるのかについて検討していきたいと考えているところでございます。

○鬼海洋一委員 非常にありがたいことでして、これは抜け箇所なところだと今回思いました。ですから、そういう方面についても、ぜひ関心を持っていただいて対応をいただきますようお願いしておきたいと思えます。

○大西一史委員 さっきの天草エアラインに関連して、せっかく話が出たのでちょっとお尋ねしますが、これだけの経営状況の説明をいただきましたけれども、これはもう毎年毎年、いいことはないと言うといけませんけれ

ども、非常に厳しいという中で、特に昨今、JALもそうでしょうけれども、航空業界全体が非常に厳しい状況に今陥っていると。さらには、地方の、要はそういう空港に対しても、新政権は非常に厳しい目を向けているようでありますから、その対象の中には恐らく天草空港あたりもどういふふうに扱いはなるのか、まあ県営ですからあれでしょうけれども、そういったものにも目が向けられていくんだろうと思います。

そういう中、かなり逼迫した状況であるわけですけども、さっきの話だと、共同運航であるとか、高度シェアと言うんですか、であるとか、他のコミューター航空会社とということ今検討しているということですけども、これはいつぐらいにそういった検討結果というのは何か出て、方針が出るような状況なんですか。

○高田交通対策総室長 今検討しておるところであり、本年度、あるいはちょっとまたほかのコミューター航空会社との関係でもございますので、翌年にまたがってということになるかもしれませんが、我々としては、引き続き、なるべく早い形で他航空会社などともいろいろ意見交換を図るなどして、どういった形が可能なのかということ模索していきたいと考えているところでございます。

○大西一史委員 年度をまたぐとかなんとかという、それは相手もあることだから、そう簡単にできないというのはわかりますが、ただ、じゃあほっといたらまたどンドンどンドン傷口が広がっていくという話じゃないですか、はっきり言えば。だから、いろんな努力をして、まあ社長さんがかわられたり、いろいろなことでやっている。あるいは自治体も、それぞれ補助金を入れながら何とかしのいで今やっているというような状態ですから、こういう状況を考えると、それはさっき

の私は副委員長の質問に対する答弁の中でちょっと気になったのは、やっぱり引き続きやっていきますとか、今どうしたこうしたというような状況じゃありませんけれどもみたいな、総室長言われたけれども、そんな状況じゃないでしょう、はっきり言って。

だから、やっぱり検討するにしても何にしても、相当スピード感を持ってやっていただかないと、この状況は、また同じことをずっと繰り返し、こうして委員会の場でやっていくことになるかというふうに思います。

私も、この前、神戸から熊本まで乗りました。でも、やっぱりがらがらでした。ただ、やっぱり非常に利便性としては、ある意味ではタイミングさえ合えば高いのかなというふうに思いますし、逆に、あれだけ小さな飛行機ですから、それこそ1人、2人乗るだけでも随分そういう意味では改善がされるというふうに思いますから、そういった改善もしながらも、やはり抜本的な対策というのは、全くこれはほとんど手がついていないも同然だろうと私は思います。

ですから、この経営状況を聞いて、はい、そうですかと言うわけにはもういかないう状況であるだろうというふうに私は思いますので、そういったちょっときょうは厳しい意見を私はあえて言っています。地元の天草、私も故郷は天草ですから、できるだけ乗ってきたいと思うけれども、ただやっぱり県全体の財政状況を考えれば、このままいつまでも放置しといていいという状況ではありませんので、その点はちょっと厳しい思いで緊張感を持ってやっていただきたいということを強く要望しておきます。

○内野幸喜委員 確かに、この天草エアライン、恐らく県の執行部の方からすると、非常に悩ましい問題ではないのかなと思います。確かに経営状況は厳しいと。しかし、やっぱり地域の声というのもありますし、存続させ

てほしいという、地元のそういった声もある。先ほど言ったように、経営状況も厳しいと。こういった問題こそ、私は、ある程度政治が、何というんですか、イニシアチブをとるといふか、そういう問題になってくるのではないのかなと思うんですね。本当悩ましい状況だと思うんですよ、県の方は。

先ほどもずっと同じ話があったんですけども、恐らくこれは民間の会社であれば、間違いないとやっぱり撤退なんですよ、こういう状況が続けば。でも、やっぱり県も出資しています、地元の自治体も出資していると、そういう状況の中でやっているということなので、これからもう少し踏み込んだ形での経営再建計画というんですか、そういったことがこれから必要になっていくんじゃないかなと私自身も思います。別にこれはもう答弁は要らないです。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 議案に関してもう1点、何か私ばかり聞いて申しわけないんですが、ちょっと交通対策総室長に、せつかくといふか、せつかくといふわけじゃないですけども、関連して、14ページの空港整備促進費680万ですか、空港直轄事業負担金ということ、これは空港関連施設工事の負担金なんです、空港ビルディング自体のお金というわけではこれはないんだろうというふうに思いますけれども、これに関連して空港ビルディングの改修をやっていくという話、今、耐震ですか、もあってということで、前から話があつていて、たしか特別委員会の席でもいろいろ私は要望をさせていただいたというふうに思います。それは高田総室長の方に申し上げたというふうに思いますけれども、その中で、今大きないろんな見直しをしようとしている中で、空港自体も、やっぱり

空の玄関口ということで大きな工事をやろうというような御計画のようなんですけれども、私が空港を利用する中で、特別委員会でも指摘したとおり、お昼の時間帯であるとか夕方の時間帯であるとか、特定の便が集中する時間帯は、セキュリティーの保安搭乗口というんですか、非常に混雑して、土産物屋さんの方までずらっと列が並んでしまったり、非常に階段を上ったところで人がごちゃごちゃたまったり、余り地方空港であれだけの規模なのによろしくないなというふうに思っております、その辺は改善するということ、その要望を申し上げましたけれども、先日、安田社長と空港でお会いしたんですね。そのときに、ちらっと聞いたのは、保安上、もうちょっと広い場所、奥にありますでしょう。お土産物さんのちょっと先に広いエリアがあるから、ああいうところに移して、真ん中にして、もう少し改良したらどうですかねという話をした。そういう計画もちょっとあるにはあるということのようなんですけれども、何か一部の航空会社が、非常にその辺について抵抗感を示しているというような話をちらっと聞いたんですよ。そういう話というのはお聞きになっておられます。

○高田交通対策総室長 委員御指摘の保安検査場の場所の移設ということにつきまして、そのようなことなどの理由で、まだ現在最終的にその保安検査場の位置をどこに移すかということが決まっていないという、そういう状況は私も聞いておるところでございます。

○大西一史委員 それはどこの航空会社か聞いていますか。

○高田交通対策総室長 ちょっとこの場では……。

○大西一史委員 言いにくい。

○高田交通対策総室長 はい。

○大西一史委員 私が聞いているところでは、全日空だというふうに聞いています。

全日空、私はよく全日空を使うので、あんまり別にどこか特定の会社をどうこう言うわけじゃないけれども、そういうふうな話を聞くと、空港全体の利便性というふうに考えれば、どこの社に有利だとか、そんな羽田のように広ければ、それはこっちよりもあっちにしてみらうと困るというような、利害調整というのはある程度難しい部分があるかもしれないけれども、しかし、私も、ちょうど安田社長からそんな話をちらっと聞いて、どことははっきりはおっしゃらなかったけれども、私が聞いておるところによるとそういうことで確認しましたけれども、各航空会社さんもそれぞれ協力をしていただいて、やっぱり空の玄関口としてふさわしいような整備ができるように、県としても、こういう委員会で――私は、これは別にどこの航空会社をひいきして言っているわけじゃなくて、やっぱりもう少し利便性が高まるような、そして保安検査場あたりも、そういう意味では、ああいう並ぶような状況をできるだけ減らして搭乗をスムーズにしていくということが必要だろうというふうに思いますので、その点は県の方からも、しっかりそういう要望が出たということでお伝えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高田交通対策総室長 委員御指摘のとおり、私どもの方としましても、あそこの空港ビルディングの利便性の向上という観点から、航空会社に対しまして、速やかに調整なりをしましてこの計画を進めていきたいということで、委員御指摘の件につきましても、ちゃんとしっかり伝えていきたいと考えております。

○大西一史委員 よろしくお願ひします。

○馬場成志委員 私からも同じことです。

今総室長の方から意気込みをはっきりとおっしゃっていただきましたので、頑張っていただけだろうと思えますけれども、今の話のようなことが原因で片方に寄ってしまうとかいうようなことがあってはなりませんので、それは結論として結果を出していただきたいということを申し添えておきます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大西一史委員 議案で37ページ、くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例案のところですが、これは指定管理者の管理の範囲を拡大するということですが、基本的にはこれは、例えば、今までは指定管理者にしてなかったわけですが、指定管理者にすることによって、どのくらいコスト削減とか利便性向上というのが期待できるのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

一応経費節減につきましては、1,500万ほどの経費節減があるというように考えております。

○大西一史委員 あと利便性の方はどうですかね。

○中園男女参画・協働推進課長 利便性につきましても、専門のそういった指定管理者を導入しますと、現在、施設等の整備につきましているようなトラブルがあった場合、すぐの

対応ができる、あるいは専門的なことを利用して、県民が使いやすいようないろんな方法を考えられるのではないかとこのように考えておりました、県民の利用の増進が図られるというように考えています。

○鬼海洋一委員 指定管理者制度の問題で、大体1周して次の段階に入るといふ時期ですけれども、これは安倍さんのところですか。

この指定管理者制度については、なかなかそれぞれ各部抱えていますから、全体でどうかということについては、恐らく総合政策局の方で把握されているんだろうというふうに思うんですが、この間の全体の、今のお話のみならず、例えば県立劇場についてもそうですね。これまでの総括、新たなまた、何といいますか、変更といいますか、その時期に向かう中で、どういうふうにも総括されているかということをお伺いしたいと思えます。

○豊田人事課長 指定管理者制度につきましては、昨年まで行政経営課の方で所管しておりましたけれども、課の廃止に伴いまして人事課の方で所管しております。

今委員がお尋ねになりました指定管理者制度につきましては、17年の4月から制度の導入を始めまして、ことしの4月現在で、県の公の施設の57施設のうちの県立劇場でありますとか、グランメッセ等、43施設に指定管理者制度を導入しております。

今年度、先ほどのパレアでありますとか、あと水俣港の緑地でありますとか、そういうところで3施設を、平成22年度から、指定管理者制度の導入に向けて具体的な手続を進めておるところでございます。

全体的な総括といたしましては、指定管理者制度に伴いまして、民間等のいろんなノウハウも活用して、県民の利便性の向上でありますとか、あと経費の削減でありますとか、

そういうことにも進んでおるといふふうな形で考えておりました、今後とも可能なものについては指定管理者制度の導入について進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○鬼海洋一委員 大体振り返ってみてよかったという、そういうことのように思いますが、例えば県立劇場等については、極めて専門性を有するところですね。そうすると、3年というサイクルが妥当かどうかという、それぞれによって違うんだろうというふうに思うんですね。

だから、そういう意味でも、3年過ぎましたから、新たな年度に入っておりますし、もう一回、そういう3年周期ということについても一回議論してみる必要があるんじゃないかというふうに思っていますので、全体をできるだけもう一回総括していただくように、この際、お願いしておきたい。また、改めて、それぞれについては意見を申し上げたいというふうに思えます。

○森浩二委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、ちょっと私の方から、7ページのソーラー普及拡大に要する経費の追加補正ということですが、けさ、こっちに出てくるとき、ラジオで、どこかの県が、国がきちんと決めないから募集を延期したという話があったんですよ。だから、これは、このまま予算をつけても、募集できるんですかね。

○田嶋財政課長 6月補正、8月専決、それと9月補正ということで、今県民の方から非常に要望が多いということで補正はしております。ただ、今委員長が御発言されました国の関係であるかどうかについては、まだ私の方までには情報が来ておりません。もし何か

ありましたら、ちょっと調べた上で御報告いたします。

○森浩二委員長 いや、けさのラジオだったんですよ。どこかの県議会がその募集を延期したという、国の状況がわからないからということで。熊本県には、こういうのはまだ正式には来とらぬとですか。

○田嶋財政課長 今のは、多分補正予算に関する見直しの中で、まだ凍結する予算の内容がわからないということだろうと思います。

ただ、これは、国の制度にあわせてということでございますが、あくまでも単独の制度ですので、これについては、このまま進めても構わないんじゃないかと思えます。ただ、国の補助金の方が大きいので、そこもちょっとしっかり見きわめる必要がございますので、それについてはまた関係部局と御相談させていただきます。

○森浩二委員長 わかりました。

質問はないですね。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第5号から第7号まで、第16号について、一括して採決したいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第29号について、執行部から

の状況説明をお願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

請第29号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

本請願は、熊本県私立中学高等学校協会、県下の全私立中学校及び高等学校で組織する協会、及び熊本県私立中学高等学校振興協会、PTA等で組織する会でございますが、以上2つの会からの請願でございます。

趣旨は、私立高等学校等に関する私学助成の一層の充実が図られるよう、政府及び国会に意見書を提出していただきたいというものでございます。

本県の私学助成につきましては、国において交付税措置、国庫補助といった財源措置がなされておりまして、本年度予算で中・高等学校関係で56億円余を措置しております。

なお、公立、私立間の授業料格差でございますが、本年度で授業料のみで約2.2倍となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森浩二委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○大西一史委員 質疑というか、意見だけ。

私学助成に関しては、本当に非常に公私間格差がやっぱりあるということで、先ほども請願者の方がいろいろおっしゃったとおり、非常に厳しい環境にあると思えます。

今回一般質問あたりでも出ていましたけれども、例えば耐震化の状況だって、あれだけ公立と私立で随分差があるということを考えると、やはり今の教育の機会をきちっと均等にということを考えれば、こういう請願というのは出されるべきだろうというふうに思いますので、私は、この意見書を出すというこ



とには賛成であります。ただ、この意見書を、今まで我々県議会、何回この私学助成に関して出してきたかということなんです。

出しても出しても、じゃあ本当にいろいろな具体的な施策が実現してきたのかというそのチェックといいますか、というのは、私たちも、それから執行部の方もしっかりやっていただかないかぬというふうに思いますので、そういう意味では、今回意見書を出して、政府もかわりましたし、新政府に対しては、この意見書に対してどのような措置をとったのかぐらいのことをしっかり言うてもらうような、そういう働きかけも今後はしていないかぬのじゃないかなというふうに思います。

意見書の中身については、ある程度委員長なり副委員長なりが起案されていくことだろうというふうに思いますけれども、そうした意識を持ってやっていくべきだということを意見として申し上げておきます。

以上です。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

まず、請第29号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第29号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 御異議なしと認めます。よって、請第29号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第29号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から

配付させます。

（事務局意見書(案)配付）

○森浩二委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 異議なしと認めます。

この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長あてに提出したいと思えます。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思えます。

それでは、関係課長から順次お願いします。

○広崎私学文書課長 私学文書課でございます。

総務常任委員会報告資料、熊本県行政文書等管理のあり方検討委員会について御報告を申し上げます。

マスコミ等でも報道されましたので御承知かと思えますが、去る10月3日に第1回の検討委員会を開催いたしました。

検討内容として、そこに丸ポツで3つ挙げておりますが、10月3日は、まず県の行政文書の作成、保存、廃棄についての制度について御説明を申し上げました。

委員は、そこに記載しております皆さん方をお願いを申し上げます。あと、専門委員として、10月3日は、永青文庫の歴史的文書の保存のあり方について、川口先生から

の御説明をちょうだいいたしました。

今後のスケジュールといたしましては、12月に第2回検討委員会、随時、適宜資料を整理しながら、6月までに知事への提言に向けて、あり方について検討をお願いしているところでございます。

当日ございました意見の中には、情報公開との関係性あるいは現在の文書の保存年限等について確認、質問等がございました。

時間の関係もございましたので、今後、文書等にてまた委員の先生方からの御質問、御要望等を踏まえまして、第2回の委員会につなげてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田嶋財政課長 財政課でございます。

次に、平成20年度普通会計決算の概要について御説明いたします。

まず、決算規模ですが、表に取りまとめておりますとおり、歳入総額は、前年度より70億円減の7,415億円となっております。主な要因は、景気悪化に伴う各企業の業績悪化等による法人事業税の減でございます。

歳出総額は、前年度より60億円減の約7,248億円となっております。主な要因は、九州新幹線建設と並行して行っている連続立体交差事業費の減や定員適正化を求めた人件費等の減でございます。

また、歳入と歳出の差である歳入歳出差引額は166億円余であり、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は約92億円となっております。

次に、2の各種指標ですが、財政基盤の強さを示す財政力指数は0.395となり、前年度とほぼ横ばいですが、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は99.8%となり、前年度より2.1%高くなるなど、財政の硬直化はきわまっております。

次ページ以降は参考資料ですので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○植木野市町村総室長 市町村総室でございます。

別冊ですけれども、政令指定都市・市町村合併の推進の状況につきまして御報告させていただきます。その資料をお願いいたします。

資料の文中、アンダーラインを引いておりますところが、6月の委員会で御報告いたしました以降の動きでございますので、そこを中心に御説明させていただきます。

まず、1ページ目の上から3段目からでございますけれども、熊本市と近隣町の合併につきましては、本年7月に、熊本市と城南町、植木町において、来年3月23日を合併期日とする廃置分合が議決されまして、県知事に廃置分合申請がなされました。これを受け、今定例県議会において、去る9月14日に廃置分合議案を可決いただき、同日付で知事が廃置分合を決定しております。

県におきましては、昨年8月に、知事を本部長とする政令指定都市・市町村合併推進本部を設置し、県庁一丸となって政令市実現に向けた支援を行ってきたところですが、熊本市と近隣町との合併により、政令指定都市実現が大きく近づくこととなります。

熊本市は、平成24年4月の政令指定都市移行を目指しておりまして、準備を本格化させておりますが、今定例県議会終了後、速やかに県と熊本市との協議の場となる県・市連絡会議を設置しまして、県から市への事務権限移譲等についての協議を進めるなど、熊本市との連携を十分に図りながら、政令指定都市への円滑な移行を支援してまいります。

2ページから3ページにかけては、主な経緯や県の取り組みについて記載しております。

3ページの上から2行目ですけれども、熊本市と城南町、植木町の合併について、県議

会での廃置分合議案の可決、それから、県知事決定を受けて、9月17日に総務大臣に届け出を行っております。およそ1カ月程度で総務大臣の告示がなされる予定となっております、これにより合併の法的な手続が終了することになります。

次に、大きなⅡの政令指定都市移行に向けた今後の取り組みについてでございますけれども、まず(1)主なスケジュールでございますが、あくまでもこれはほかの都市の事例に基づく現段階での予定ということで記載しております。

まずは、今月中にも政令市移行に係る県・市連絡会議、これはまだ仮称でございますけれども、これを設置しまして、事務権限移譲に関する協議をスタートさせたいと考えております。

それから、およそ1年程度の期間で協議を終了し、来年の12月ごろまでに、県、市の基本協定の締結を目指したいと考えております。その後、平成22年の12月から23年4月ごろにかけ、市議会や県議会での意見書の議決等を経まして、総務大臣に対して政令市実現の要望書の提出、そういった手続を行うこととなります。それから、関係省庁への説明、正式協議を行い、23年10月ごろに政令市移行の閣議決定、24年4月に政令市に移行するというスケジュールを予定しております。

(2)政令市移行に係る県・市連絡会議についてでございます。

①主な協議内容といたしましては、まず県から市への移譲事務につきまして、県と市の協議により移譲の可否が決まる事務もありますことから、これら任意の事務も含めた移譲事務の範囲について協議を行い、確定させる必要がございます。このほか、事務の移譲に係る財務、それからまた、人的支援の取り扱いについても協議を行うことといたしております。

②の会議の構成についてですが、現段階で

のイメージを記載しております。連絡会議は県、市の部局長レベルで構成し、その下に関係課長レベルで構成する幹事会、そして各分野ごとの担当課部局による分科会を設け、協議を行っていく形を想定しております。今後、熊本市と調整の上、連絡会議の回数を重ねていきたいと考えております。

次に、資料4ページのⅢ、各地域での合併に向けた動きについて記載しております。

熊本市と隣町の合併につきましては、城南町、植木町での住民投票、それから各市町の議会での廃置分合議決を経て、7月17日に、それぞれの市、町から県に対して廃置分合申請がなされました。冒頭にも申し上げましたけれども、今定例県議会で廃置分合議決をいただきまして、県知事決定を行っております。

熊本市においては、7月17日に政令市推進本部を設置されまして、政令市移行に向けた準備が本格化されております。

ずっと飛んで、最後の9ページをお願いいたします。

丸の2つ目ですが、人吉・球磨地域の動きですけれども、去る9月2日に、県が、これは振興局と共同で市町村長を対象としました第1回人吉球磨地域の将来に向けた検討会を開催してございまして、今後継続的に行政体制や連携等について検討していくことといたしております。

市町村総室からの説明は以上です。

○古里川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

お手元の資料の川辺川ダムに関する最近の状況についてをごらんいただきたいと思っております。

まず最初に、先月26日に実施されました前原国交大臣の現地視察でございます。視察の際における大臣の御発言を御紹介いたします。

まず(1)の①でございますが、大臣から地元への謝罪がございました。長年の反対運動の末にダムを受け入れ、今日に至ったこと、あるいは今回の中止声明により多大の迷惑をかけたことなどについて、大臣から謝罪の言葉がございました。

次に②の治水に関してでございますが、(ア)でございますが、改めて川辺川ダム中止について言及されております。次に(イ)、2番目のポツになりますが、今後、ダムによらない治水を検討するために、省内に専門家によるチームを立ち上げ、その検討結果に基づいて地元と協議するとの方針が示されたところでございます。

次に③の五木村の振興でございます。生活に関連する道路整備や農業など、国が本来やるべき事業は継続して実施するとの御発言がっております。

次のページをお願いいたします。

公共事業を中止するに当たりまして、住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、その補償措置、財源措置も含めまして、法として整備するとの意向が示されたところでございます。

次に(2)の参加者からの主な意見でございます。

まず、治水に関して、①のとおりでございますが、最初のポツでございますが、中止を表明するのであれば、治水代替案をセットで示すべきとか、さらに、下から3番目のポツになりますが、住民の声を聞いた上で中止と判断すべき、それから次に、ダムが洪水を助長するとの大臣の発言は間違っているのではないかとの意見がありました。また、最後のポツになりますが、球磨川にダムは要らない、清流を取り戻す必要があるとの機運が高まっているなどの意見がっております。

次に、意見交換会の際に、知事から大臣に対して、(3)の①から④にあります、次の4点を要望しております。五木の基盤整備を

着実に進めること、ダムによらない治水の検討に当たっては、地元の意見を反映すること、検討の間も、河川改修などの治水対策を進めること、検討する場において、今後国は主体的、積極的に検討を行うことなどを要望したところでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

五木の振興のために、昨年村と一体となって策定してまいりました振興計画ふるさと五木村づくり計画でございます。

まず(1)の概要の(ア)でございますが、この本計画は、基本計画と実施計画に分けて策定しております。このうち、基本計画は策定の方向性を示し、実施計画は具体的な事業を記載しております。この実施計画は、村とともに毎年度見直していくこととしております。

それぞれお手元に資料の1及び2として御配付しております。申しわけございませんが、後ほどごらんいただければと思います。

次に(2)の基本的な施策の方向性でございます。

五木の目指すべき10年後の姿を(ア)に記載しておりますが、キーワードといたしまして、恵まれた自然、元気で生き生き、ともに触れ合い、支え合いながら安心して住み続けることができる、誇れるふるさと五木村としております。(イ)でございますが、これを実現するために3つの柱、働く場づくり、暮らしづくり、ひとづくりを挙げ、これらが有機的に関連し、また、広域的な連携を図りながら、村民を中心に据えた取り組みを実施していくこととしております。

(3)でございますが、実施計画に記載しております事業の中から、事業の必要性、効果、村民のニーズなどから、重点事業としてリストアップをしているところでございます。例えば(ア)でございますが、年間400万人以上の集客力がございます阿蘇ファームランドとの協定によりまして、五木の特産品コ

一ナーをこの8月から開設しております。これにより、特産品、販路拡大、五木村の紹介などを実施していくこととしております。

最後になりますが、今後の方針でございます。

まず、ダムによらない治水でございます。

一日も早く球磨川の治水対策を示していただくよう国に要望いたしますとともに、今後示されるその案に地元の意見が反映されるよう、国に働きかけていくこととしております。

また、五木村の振興でございますが、残された基盤整備については、着実な推進をお願いするとともに、さらに、先日大臣から示されました補償措置について、その内容、時期を明らかにしていただくとともに、地元の意見が反映されるよう、国に働きかけていくこととしております。

また、今御説明しましたふるさと五木村づくり計画につきましても、村とともにこの計画を着実に進めることによりまして、村の振興を図っていくこととしております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○高田交通対策総室長 続きまして、肥薩おれんじ鉄道株式会社の平成20年度の経営状況につきましても、お手元の資料に沿いまして説明をさせていただきます。まず、1ページ目をお願いいたします。

会社概要を記載しております。

本年6月末の株主総会におきまして、代表取締役社長が、鹿児島県で旅行観光業を手がけてきた古木圭介氏に交代をしております。

2ページ目をお願いいたします。

上段に開業以降の業績を示しますとともに、下段に平成20年度の決算概要を示しております。

平成20年度の利用者数は約163万人に上り、平成19年度の約169万人に比べて減少

し、旅客収入が約1,200万円減少いたしました。また、跨線橋建設に係る受託工事の受注額の増加により、営業収益が9億9,861万円余と、前年度より増額いたしました。しかし、軽油高騰や大雨による復旧工事の発生により、営業費が11億7,700万円となり、減価償却前の営業損失が1億6,144万円余となりました。

なお、鹿児島県の経営安定対策事業補助金や固定資産売却益などの特別利益の計上により、当期損失が1億2,592万円となりました。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

上段では、平成20年度の損益計算書の概要、下段では貸借対照表の概要をそれぞれ記載しております。

貸借対照表に関しまして、まず資産の部についてでございますが、流動資産は、主に現金、預金や年度をまたいで収入が会社に入るために未収金となっている額などの3億8,673万円であり、また、固定資産は、主に鉄道施設や車両から成る有形固定資産などの5億8,823万円余となっております。

一方、負債の部の合計は2億2,359万円、純資産の部の合計は7億5,137万円余となっております。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。

肥薩おれんじ鉄道株式会社及び県、沿線自治体、地元観光団体などから成る肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会の平成21年度における取り組み計画を記載しております。

肥薩おれんじ鉄道株式会社といたしましては、昨年度に引き続き運賃収入を下げどめ、収益の増加を図ることを課題とし、特に定期外の収入の増加に向けて、沿線自治体と連携した乗車運動に取り組むほか、JR九州や旅行会社への旅行商品開発の働きかけなどを進めてまいります。

また、継続的な運行の確保から、熊本、鹿児島両県でのふるさと雇用再生特別基金事業を活用するなどして、部門別のプロパー社員を採用し、育成計画を策定してまいります。

次に、肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会におきましては、沿線自治体と連携して、駅周辺の自治会や小中学校などを訪問して利用促進などを図る、熊本駅直通列車の快速列車の利用客増加を図るための旅行モニター事業を実施する、日奈久温泉開湯600年記念などの地域イベントと連携した利用客の増加を目指す、肥薩おれんじ鉄道の車両やレールなどの維持に要する費用を一部負担してもらう車両一口オーナー制度の募集を、協議会としても支援するなどに取り組んでまいります。

最後に、5ページ目をお願いいたします。

これらの取り組みとあわせて、国土交通省の地域公共交通活性化・再生総合事業を活用し、本年度から平成23年度までの間に、同省の補助事業を活用しながら、イベント企画列車や駅の改良、魅力向上などの各種事業に取り組んでまいります。

また、県といたしましては、ほかの並行在来線を抱える各県、例えば、長野県だとか、岩手県、青森県や、これから整備新幹線を開業するに当たって、並行在来線が生じる可能性がある他の県とも連携し、新たな制度支援を構築してもらうよう、国に対して本年8月に要望を行ったところでございますが、新たな制度支援の構築の実現を目指して頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森浩二委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○竹口博己委員 川辺川に関してお尋ねをいたします。

川辺川に対してお尋ねする前に、新しい政権が廃止をすると表明した100以上に上るダムの中に、本県ではどのダムとどのダムが入っていると認識されているかどうか、改めてお尋ねします。どなたでも。

○古里川辺川ダム総合対策課長 申しわけありませんが、全体像はちょっと把握しておりません。川辺川は単独でやってきたというところがございまして……。

○竹口博己委員 どなたに聞けばいいんですかね。

○田嶋財政課長 具体的にはわかりませんが、直轄事業、補助事業で対象になっているダムが対象になると思います。ですから、熊本県で言えば、立野ダム、それと今は川辺川ダムですかね、国交省関係は。それと、県では氷川ダムのかさ上げがございまして。それと路木ダム、これが今対象じゃないかというふうに思います。

○竹口博己委員 それじゃ、川辺川。

川辺川については、総合対策課長、大変御苦労されて今日に至ったわけですが、ダムによらない治水を検討する場の今後の見通しはどうなっていますか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 これにつきましては、もともと知事が昨年10月に前国交大臣とお会いしたときに、知事の方から、ダムによらない治水を追求してほしいということをご提案し、逆に今度は大臣の方から、一緒にやりましょうということでやってきたわけでございます。

これまで4回やりましたが、県の方は、アイデア的なものも含めて5つの工法をお示しし、それについて国の方がシミュレーションをしていただいたと。前回7月に、そのシミ

ュレーションの結果が、ある一定のものを示され、さらに県からあるいは流域の市町村の方から疑義といますか、さらに詰めてほしい部分について詰めるということで、5回目が予定されたわけですが、御存じのように、新政権による発言を受けて、今後の運営方針、どういうふうに進めるかということがまだ全然定まっておりません。恐らく、先ほど申し上げましたとおり、大臣の表明の中にございましたダムによらない専門家のチームを省内に立ち上げてやっていただける、そういうことが今後明らかになってくるのではないかというふうに考えておりますが、現時点では、県の方から、方向性というものが明確に申し上げられないという状況でございます。

○竹口博己委員 国の出方を待っているという、まあそういうことですか、早い話。第5回目をやるぞと決めただけでも、中央の政権がかわったから、それもどうなるかわからぬという、そういう状況ですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 私どもは、従来から、これは県もそうでございますが、流域の市町村からも、やはりダムによらない治水についてはスピード感を持ってやるということ、これが大変大きな命題でございました。そのため、大臣の発言を受けた以降も、事務レベルとしては何度も国に対してお話をしている、今後のあり方等を問い続けているというような状況でございます。

○竹口博己委員 課長の大変な苦悩ぶりはいかがい知ることができるんですけども、さっき報告のあった前原新大臣のこの前地元入りされたときの発言、ここにまとめられておりますけれども、大体1つの党がどんな政策を掲げようとそんなのは自由なことで、ただ、その党が政権をとったときは、その政策

をどう実施するかについては、そのプロセスに議論というのが当然あるものだと、それが民主政治だと我々はそう理解をしておりますけれども、今回の場合は、就任するや否や、中止というとてもない発言があって、それを受けて地元が、さあどうするかと、八ツ場もそうなんですけれども、ちょっとむちゃが過ぎないかと、中央は。

この前原大臣の発言を見ても、何か発電とか利水がダムの主たる目的であったかのような、川辺川ダムの主たる目的は治水ですから、それから、市房ダムとの統合運用に対して疑義の念があるみたいな、大体そんなのを受けて中止に至ったみたいな、そうともとれる発言ですよ。

これは一体どういうことなんだと、その発言そのものに、おいおいといったものを感じるし、ダムによらない治水を検討する場の枠組みを尊重したいと、これはどういう意味なのかと。枠組みを尊重したいというのはどういう意味なのか。これは国と県と地元流域市町村で、この枠組みでこの検討する場は構成されている。これしか枠組みはないじゃないか、最初から。これを尊重したいというのはどういうことなのか。その枠組みなのか、そこで出てくる意見を尊重したいという意味なのか、よくわからぬ。

それから、地域住民の方が、どのような治水対策を選択されるのかどうかということが大事であると、こう大臣はおっしゃっている。どのような選択をされるかが大事だと言っているながら、そんな意見を聞く前に中止という結論を表明するというのは、これはとんでもない矛盾がありはしないかという、そういう素朴な疑念を感じてなりません。

いずれにしても、県としては、私がお尋ねしたいのは、ダムによらない治水を検討する場というのは、蒲島知事が白紙撤回を表明したことによって、国と県が対峙の構図になっ

てしまった。それをどう打開して五木の村の振興を図っていくかに知事も苦勞されたでしょう。前大臣の金子大臣とやりとりをされながら、苦肉の策として協議の場が設置されたという。

ところが、あくまでも、さっき課長が言ったとおり、これは金子大臣の提言を受けたものであって、今度は金子さんとは違った大臣が誕生して、全く違った態度表明をされたわけですから、この検討する場というのは引きずっていったいいかどうかというのは、これは県にかかわってきますね。大いにかかわってきますね。私は、この場は有名無実じゃないかと思えてなりません。つまり、国はダムをつくらないと表明したわけですから、じゃあどんな治水策で臨みますかという、国の結論を待つしかないでしょう。それまで何を議論しますか。できっこないと私は思います。

いずれにしても、スピード感を持ってと取り組んだはずの検討する場がとまってしまった、それに対する課長の見解をお聞かせください。

○古里川辺川ダム総合対策課長 先ほどちょっと検討する場の経緯等を申し上げました。その後、知事から御提案申し上げたところでダムによらない治水対策というのが、メンバーとしては国、県、流域の市町村ということが出てきたわけです。その中で、やはりその枠組みというか、そういう関係者が一堂に集まって話をするという自体は、大変意義のあるものであったというふうに考えております。

ただ、新しい大臣の声明がでてきて、私も、今後こういう運営の仕方をどういうふうにされるかということ、例えば一番気になりますのは、専門家によるチームの立ち上げというものが予定されると大臣の発言がっております。その辺のもろもろのことについて、やはり立場を表明された国の方からの御

意見を十分聞きたい、できるだけ早く聞きたいというふうに考えております。

○竹口博己委員 私もどうなのかわからないで心配しながらお尋ねをしているし、課長も課長で、中央の考えが、出方がわからぬというところでの答弁で、何とも不幸の主人公みたいなのがやりとりしよるんですけれども、課長、今過去の協議する場での議論はそれなりに意味があったというふうにおっしゃった。そのとおりですよ。私は、それを否定しているんじゃないんですよ。粛々と議論してきたのが、こういう形に、こういう事態に至ったという、そこから先のことをお尋ねしているのであって、検討する場というのは非常に意義のある議論をしてきたというふうに私も評価をしているんですよ。

県としては、早い話、大臣が検討して治水案を出してこられるんでしょう、国が。今度を出してくるんでしょう。今まで検討する場では、国、つまり国交省は、ダムが最善の策であるという意見を言い、県は、いや、非ダムをあくまでもぎりぎりまで追求しましょうよと言う、それに流域市町村長が入って意見を言うという、そういう議論をしていた。その対峙しているようなダムを主張する国がつくらぬと言ったんですから、あと何が残ったのですか。ダムが欲しいという地域住民を、国と県が一緒になって説得するという作業が残るんでしょう、これから。

ですから、国に対して、県としては、もうちょっとこういう事態になったこと自体は県も地元も迷惑しているんですから、例えば早く治水案を出せとか、いずれにしても対案を用意しないでただなくすという、聞いてみりゃ、それが、何だ、さっきの反対者の意見にもちょっとありましたけれども、清流を取り戻す必要がある、そういう機運が高まっているとか、そんな問題じゃない。

私は、正直言って、ダムであれ非ダムであ



れ、どっちでもいいんですよ。大事な治水という、流域住民の生命と財産を守るというその治水という目的が達成されれば、ダムであれ非ダムであれ、どっちでもいいという論者なんです、私は。治水にポイントがあると。

なのに、そんな大事な議論をしているのに、対案も用意しないで、ただダム中止という、こんな無責任な話はない。同じダムによらない案を追求する県としては、ちょっと考えが違うんじゃないかと、その対案を追求するという、まじめな我々県は、対案も用意しないで中止と言った国に対しては、迷惑の一言ぐらいの発言が知事からあってもいいんじゃないですか、大臣に対して。課長、どうですか。それとも、じっと待ちますか、国が対案出してくるまで。何もでけぬとでしょう。

○古里川辺川ダム総合対策課長 国がどういう検討をされているか、そういう状況は大変わからない中でございますが、やはり先ほどの繰り返しになってしまいますが、いかにスピード感を持っていただく、これを国の方にも十分御理解いただいて、今まで私どもがやってきましたダムによらない治水の議論、さらにこれを深めるような形でもどうでもいいんですが、やはりここでとどまることなく国の方にしっかり案を示していただきたいと。その際、やはり一番重要なのは、地元の意見をきちんと踏まえていただくということが最大のポイントじゃないかと思っております。

以上です。

○竹口博己委員 課長に聞いてもね。前原大臣がここにいれば話は早いんですけどもね。

○大西一史委員 今、そういうことで、とにかく国がどういう対案を出してくるかというのを待つしかないみたいなことでいいのかという竹口先生の御指摘もありましたけれど

も、やはり県としてのアクションとしては、この3ページにも書いてあるとおり「一日も早く球磨川の治水対策案を示すように国に要望するとともに、今後示される案に地元の意見が反映されるように国に働きかけていく。」ということなんですが、文言としてはこういうふうに書いてありますけれども、もう具体的なスケジュールというのをある程度固めていないといけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

あれだけ政権が変わって、矢継ぎ早に、ある意味では大臣が現地入りをして視察して、そういう判断を示したということであれば、逆に言えば、県側として、今一番不安に地元の方が思っておられるのは治水対策であって、その部分と、それから地域振興に対してであって、その部分に対してのどういったスケジュールで今後詰めていくのかという、もう少し具体的なところを今——なかなか答えにくいということではあるかもしれませんが、今どういうつもりかというところをお聞かせいただきたいと思えます。

○古里川辺川ダム総合対策課長 済みませんが、具体的に答えられるものがございません、正直申し上げまして。国の状況が、まさに——土木部と一緒に、ほぼ毎日のごとくいろいろな情報をとるべくやっているわけですが、なかなかその辺の状況、国自体も、十分お困りの状況というのはちょっと伝え聞かれます。ですから、本日、ここで今後の状況について、具体的な日程等も含めて、なかなか申し上げられないというか、情報がないというのが正直な思いでございます。

○大西一史委員 具体的な日程のあれが言えないというのは、確かに国の状況がどうなるかわからぬからということがあってスケジュールがなかなか組めないと、相手がいることだからねというのはわかりますけれども、や

っぱり県としては、当然国会がいろいろ始まる前の段階で、できるだけ早く私はそういう要望活動というのをやるべきだろうというふうに思うんですね。

当然、各会派間でも、これから国に対するそういう、一日も早い治水対策案を示すようなということなどで意見書を出すような準備も今しているところですが、やっぱり10月中というぐらいのレベルで当然考えるべきだろうというふうに思いますが、その辺はいかがですか。今月中に何らかのアクションを県として起こすべきだと思うか思わないかということですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 速やかにと思っています。それは、もう期間を限定することなく、できるだけ早い時期にやっていきたいと思っております。

以上です。

○鬼海洋一委員 今何をすべきなのかよくわからないというお話がありましたが、既にこの件については、知事も、国が責任を持ってやってほしいということは再三再四言われているわけでしょう。とすれば、今熊本県がなすべき仕事というのは、あらゆるルート、あらゆる機会を通して、責任を持って早急に国がこの中に入ってきて、具体的に作業を急いでほしいと、結論を出してほしいということ言う以外にないでしょう、現段階では。だから、何もすることはなく、それをすべき時期ではないのかと。

大西先生が言われたように、一定の時期をこちらの方では決めながら、その時期までに何らかの対応をするということが今必要なことじゃないかと。もうそれ以外にないんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○古里川辺川ダム総合対策課長 言葉足らず

で申しわけありません。そういう努力を、あらゆるチャンネルを使って国の方に要望していくということで考えております。

○竹口博己委員 課長の思いはよくわかるんですけども、空念仏に聞こえるんですよ。スピード感を持って国には対応してもらいたいという課長の思いでしょう、それは。そういうことを言ったわけじゃないんでしょう。具体的にどうですかね。与党の議員がいるわけですから、県選出の政権与党の議員が。

今まで、川辺にしても水俣にしても、県が背負った大きな課題を与党の議員は受けて闘ったわけですから、今度は与党の立場が変わりましたけれども、政権与党・民主党の議員さんたちも県にいるわけですから、その県選出の与党の議員に、知事なり、部長なり、課長が対案を急げという要望活動をするという、部長どうですか。これは地域振興部長のあれですか。それに対する思い。

○坂本地域振興部長 今ちょっと日程の方は調整中なのであれなんです、私ども、知事に対して、この件で——この件では前原さんの方が来て、知事からその思い、スピード感を持って取り組んでほしいという部分を含めて伝えておりますけれども、今度は東京に行って、国交大臣に対して、直接またこの陳情部分を含めて陳情してもらいたいということで、10月15日が予算編成の期限になっているので、何とかその前に調整できないかという話を、これは少し前の段階でキックオフしております。ちょっと相手方がある話なので、今古里の方も日を区切った話ができませんでしたが、思いはそういうことで、早急な検討をしてもらいたいという陳情を、一日も早く実現するという思いで取り組んでおりますので、今しばらく、具体的な日程の公表等を含めて、お待ちいただければと思います。

○竹口博己委員 部長、頑張ってくださいね。

もういっちょ、一言。今大臣に対してとおっしゃった、それはもう大事なことだと思いますが、県選出の与党の国会議員に対する要望、地元の意見を伝える、それがいいでしょう。一回もないでしょう。それについてはどうですか。地元の県選出与党の議員。

○坂本地域振興部長 与党、それから政府もそうでございますが、新政権の中で、地元の声という、これはまさに民主主義の基本で、私どもとしては、地元の声が多様なルートで、県の与党の先生、野党の先生を含めて、意見をきちんと国政に反映するように伝えていくと、多様なルートを確保したいと思っておりますが、新政権がどういうルートを封じ込め、どういうルートはオープンだよというふうにするのかというあたり、この辺も情報収集しながら、与党の先生に働きかけることが有効あるいは適正ということであれば、ぜひとも思っております。

○竹口博己委員 ちょっと勘違いしている。与党というのは、県選出の与党議員ですよ。県選出の与党議員にも、この現状を理解していただく意味で、そういう陳情活動をするという思いがあるかということをおっしゃっているんですよ。与党を広く言っているんじゃないですよ。限られているんだ。県選出の国会議員ですよ、与党の。会って陳情活動をする、要請活動をする考えがあるかということをお聞きしているんですよ。

○坂本地域振興部長 失礼しました。県選出の与党、国における与党の……

○竹口博己委員 国会議員です。

○坂本地域振興部長 国における与党の国会議員ということになると……。

○竹口博己委員 与党の国会議員ですよ、県選出の。

○大西一史委員 地方には与党も野党もないよ。

○馬場成志委員 国における与党の県選出の国会議員ということでしょう。

○大西一史委員 県選出の民主党の議員さんに対してということをおっしゃっているわけですね。

○竹口博己委員 社民党もいますね。

○坂本地域振興部長 そこも含めて陳情してまいりたいと思っております。

○竹口博己委員 大事なことでしょう。今までは、だって水俣病といたら、ありがたいことに園田座長がおられて、そこに議会は、与党も野党も問わず、陳情活動をしながら一定の成果を勝ち取ってきた歴史があるじゃないですか。その与党の議員が、まあ中央はかわったと、それだけのことでしょう。だから、皆さんも、与党がかわったんですから、そこに向かって県民の幸福量の増大のために陳情活動をするという、難しいことじゃないでしょう。

○坂本地域振興部長 失礼しました。若干質問の意味を取り違えておまして、与党の議員あるいは国における野党の議員の方も含めて、県選出の議員の方には、力強く我々の思いをお伝えしていかなければいけないと考えております。

○竹口博己委員 ありがとうございます。頑張ってください。

○鬼海洋一委員 どこで発言しようかなというふうに待っておりました。

今、肥薩おれんじ鉄道の経営状況の説明がありました。議案の中でも、天草エアラインの経営状況についての説明がありました。そして、今後の対応についても説明がありました。しかし、毎回毎回同じような状況の報告をお聞きいたしておりますが、聞くたびに問題は深刻になっていっている、そういうふうに思います。

おれんじ鉄道の問題についても、さまざまの今後の取り組み内容については列記されておりますけれども、かなり厳しいと、まさに構造的にも大変厳しい状況に陥っているというふうに思っています。

そこで、もうそれぞれの担当課の段階から、もっと大きな角度で議論すべき時期に来ているのではないかなというふうに思っています。

例えば、おれんじ鉄道の問題でいいますと、地域の公共交通をどう確保するかという課題がありますし、それから、天草のエアライン問題についても、これは深刻ですよ。これを見て、じゃあ1年後は非常に有利な展開になるなんていうふうに思っている人は、聞いている中でほとんどいないんじゃないでしょうか。いかがですか、皆さん。お聞きいただいている皆さん、いかがですか。担当課の話だけじゃもうない段階ではないかというふうに思っています。

例えば、じゃあ天草エアラインがなくなったときに、既に今回発足いたしました広域観光圏、どうなっていくのか、西域観光はどうなっていくのか、なかんずく天草地域の生活はどうなっていくのか、大変厳しい問題があるというふうに思うんですね。

そこでお尋ねいたしますが、総合政策局

長、この事態についていかが判断なされておりますか。

○安倍総合政策局長 今説明がありました天草エアライン、また、肥薩おれんじ鉄道の経営状況については、先生おっしゃるように、全然経営状況が改善するようなふうにはないというような感じも考えております。

先生がおっしゃるように、なるべくこういう大きな問題について、一部局間で対応していくのがいいかどうかというのが先生のお聞きのところだと思いますけれども、その辺に関して、県政のそういう他部門にいろんな調整役を担っております総政局として、当然かかわっていかざるを得ない部分、テーマの一つだという認識をいたしております。

これまでそういう取り組みは全然なされておられませんので、先生の御意見も踏まえたところで、知事、副知事あたりとも協議をいたしまして、今後どう対応していくべきかを検討していきたいと思っております。

○鬼海洋一委員 例えば、このおれんじ鉄道の問題にしたって、その課あるいは部局、その範囲の中で解決するという事はかなり厳しいんじゃないか。しかし、その存在そのものは、県土デザインにかかわる問題ではないかというふうに思うんですね。天草エアラインもそうです。ほかにもいっぱいあるかもしれない。既に構造的に予断を許さない事態に直面しているところがいっぱい出てきているわけですから、その意味では、今後の県土デザインの中で、極めて重要な多面的な要素も含めて検討していかなきゃならぬ問題でしょう。おれんじ鉄道をつぶせばいい、つぶすにはどうするかという話じゃなくて、公共交通を守るために、多面的要素も含めながら、じゃあこのバランスを、つまり県からの財政支援等についてもどこまで許されるのかと。

さっき財政課長の方からお話があつており

ますけれども、今の99.8%という経常収支比率を抱える県の財政の中で、この問題をどういうぐあいにするか、支出する財源についても、さっき言いました県土デザインの中で、どうバランスをとっていくのかということについては、これはもう総合政策局がやらなきゃならない課題じゃないですか。というふうには私は思います。総務部長、いかがでしょうか。

○松山総務部長 今総合政策局長の方から話がありましたけれども、確かにいろんなこういう大きな問題になってきましたときには、やっぱりトータルで全部局の中で議論を深めていくというのは非常に重要なことだと思います。

それぞれ、総務の方でも、財政的問題、そういったものも当然担当しておりますし、そういった意見を述べながら、全体としてはどう持っていくかということの議論は非常に重要なことだというふうに考えています。

○鬼海洋一委員 委員長、そこで私は、もう天草エアラインについてもそこまで来ているというふうに思っています。ですから、総合政策局長の方からお話もありましたが、ぜひ構造的に極めて厳しい状況に至っている財政とのバランスあるいは県土デザインとのかかわり、こういう多面的な角度から、もう一遍議論する機会をつくっていただきたいということを、この際、要望しておきたいと思えます。

後でまた、その他でもう1点。

○中村博生委員 おれんじ鉄道ですけれども、今鬼海委員の方からお話がありましたけれども、本当にそういう時期に来ているというふうに私も思っておりますけれども、今度古木社長にかわられて、きのうだったか、おととい、新聞に載っておりましたけれども、

3年間で黒字へ転換というような文字があったように記憶しとつとですが、そういった話も含めて、関係部署ではいろんな努力をいただいているものというふうに思っております。

しかしながら、現状的には厳しい。2年後からすぐ赤字だったということでありまして、県の見通しも甘かったということは否めないというふうに思っておりますけれども、やっぱりこれは国の支援なくしては——欠かせない交通機関でございますし、このおれんじ鉄道、本当に国の支援なくしては、22年度以降、存続できるのかなという状況まで来ているというふうに思っておりますけれども、八代においては、JRAがどうか決定しそうな感じもございますし、芦北においても、新駅を設置されるかのような話も聞いておりますので、地元の皆さん方も大変頑張ってもらっている。そして、関係部署も頑張っているというふうに思っておりますけれども、まさしくこれは国の支援、そしてまた県もさらなる支援をしていただかないと、そしてまたもう一つは、JRに対しても、これはやっぱり国策として新幹線が建設されることによって赤字路線をつくり出したわけなんですから、もうちょっとJRにも強く要望でけんものだろうか。いろんな形で協力はいただいておりますけれども、その辺が、何といたしますか、目に見えないといたしますか、やっぱりこのJRの違った意味での支援が、私は一番存続に向けては大事なことであろうというふうに思っております。

この決算概要を見ていただくと、皆さん方は心配されると思えますけれども、古木社長が、どういった方向づけで黒字へ転換——頑張るぞという意欲のあらわれだと思えますけれども、そういったことも含めて、今後もよろしくお願ひしたいというふうに思っておりますので。要望としておきます。

○森浩二委員長 ほかに。

○田代国広副委員長 市町村合併についてちょっとお尋ねしたいと思います。

念願でありました熊本市が政令指定都市になることは大変喜ばしいことありますけれども、他の市町村合併の功罪ですね。功罪があると思いますが、市町村合併における功罪についてはどのような受けとめ方をされていますか。

○楢木野市町村総室長 その件につきましては、今議会でも代表質問でも御質問いただいたところですが、一番あれなのは、功の方といいますと、やはり今全国を見ますと、いわゆる事務を担う人材が非常に足りないところが多いということで、その点につきましては、組織上、そういう組織の強化ができて、それを担うようなきちんとした体制ができてきたというのが一つのメリットだろうと思います。

ただ、罪の方でいいますと、これは知事答弁でも申しあげましたけれども、たまたまですけれども、三位一体の改革がかぶってきて、余りメリットがないというような話、それからまた田舎の方でいいますと、地域のコミュニケーションがかなりその辺で損なわれている部分があるんじゃないかというようなところの批判もございまして、それにつきましては、知事も申しあげましたけれども、今後、デメリットをより少なくして、メリットをもたらすというようなことで、我々の方も、いろいろ合併市町村については、それから合併した市町村についても、支援をしてまいらなくちゃならないということで今考えております。

○田代国広副委員長 県は推進の立場ですから、そういった考えはお持ちだと思います。合併の功について、優秀な人材が発掘、発掘

といたしますか、育成されるという状況があるとおっしゃって、意外な感じがいたしております。

まず、私を感じた合併の功というのは、要するに財政の建て直しと申しますか、いわゆる合併することによって首長さんとか、議員さんとか、職員さんあたりの削減ができるわけですから、そういった財源的なものが割と合併によって有利になると申しますか、強くなるというんですか、そういった部分が功だと思っておりますよ。

ところが、それが功じゃないということがわかってきたのが、最近、地方の活性化がよく言われますね。地方が活性化しないと日本の発展につながらないんだと。結局、合併することによって、例えば、首長なり、議員なり、職員が減るといことは、その地域の経済を弱体化させるわけですよ。今までそこに落ちとったお金があるわけですから、それが減ることによってなくなるわけですから、ですから私は、今の段階では、余り市町村合併は積極的に感じないんですよ。

実は、もともと私は、市町村合併の積極的な推進論者でした。10数年前、まだ合併がある前に、大津市町の合併の構想を打ち上げて、やったんですけども、最近どうも農村が疲弊化してくると、ますます合併することによって田舎が疲弊していきはしないかなという、大変そういった心配をいたします。

したがって、最近、珍しい発想と申しますか、明治維新によって廃藩置県になったわけですけども、ある学者は、廃県置藩を今言っている方がおられますね。全く逆行する話です、この市町村合併と。全国に300の藩を置けるとおっしゃっている。それが要するに地方が活性化策だという発想なんです。それが是か否かは別として、今後合併を推進していく県におかれましても、やっぱり合併することによって、末端の地域が疲弊するようなことは絶対避けていかなければならぬと

いうふうなことで、そういった点にも十分配慮しながら合併を推進すると同時に、合併した地域についても、そういった目線で今後しっかりと臨んでいただきたいというふうをお願いしておきます。

○森浩二委員長 もう12時半になりますが、休憩はいいですか、このまま。

○大西一史委員 もうあれですから、後はないのであれば、続けてどうぞ。

○森浩二委員長 では、この報告について質疑はないですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森浩二委員長 なければ、その他で質疑はありますか。

○鬼海洋一委員 総合政策局をお願いをいたしましたけれども、昨年の12月議会で、総合政策局そのものの位置づけということについても質問をいたしました。さまざまな企画振興部の部局間の総合調整機能だとか、秘書機能だとか、広報広聴機能だとか、あるいは企画機能、こういうものが今集中をして総合政策局ができていくというふうに思います。

実は、今回、中央でも国家戦力室というのができまして、菅さんがその室長に今就任をされているようですけれども、これはもう言うまでもなく、縦型の構造になっている今の行政組織を戦略に基づく動きにしていこうと、これが最大のねらいだったというふうに思うんですね。これはもう国も県も変わるわけではありませんし、特に総合政策局の権限を強化する中で、各部局間にまたがってやらなきゃならないトータル課題については、もっと鮮明に打ち出していく必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、さっき申し上げたようなことはその中の一つでありますから、意見として申し上げたいとい

うふうに思います。

ちょっと質問したいことは、今回、小宮部長から坂本部長におかわりになられました。国から相当多くの方々が県の方にもおいでいただいているというふうに思います。あるいは逆にまた、市町村からここに来て、そして県からまた市町村に派遣をされるという、こういう人材の交流もあっているというふうに思いますが、今何人ぐらい国から県にお越しいただいているんでしょうか。

○豊田人事課長 人事課でございます。

現在、国から県には、課長級以上で10名の方がおいでいただいております。

○鬼海洋一委員 しかも、その10名の中で、主要なポストにおつきいただいているというふうに思います。副知事もそうですよね。あるいは地域振興部長もそうだと思います。

そこで、総務部長にお伺いしたいと思いますが、国からおいでいただいている方々に、どういう期待を持って——そういう数そのものについては、ほとんどこの数年変わらないというふうに思いますけれども、期待をかけていらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○松山総務部長 交流で国から県の方においでいただいておりますけれども、期待ということで御質問がございましたけれども、やはり国の方で培われた高い見識、それともう一つは、情報といいますか、国とのパイプがございますので、本県に有利になるようないろんな情報を持ってきていただく、そういったことも含めまして大いに期待をいたしております。

○鬼海洋一委員 国の方では、これはもう県と全く一緒というわけにはまいりませんけれ

ども、特に官僚支配から脱却するというところで、政治主導の国の体制になってまいりました。

今後、この体制の中で、さまざまな行政運営でどういう影響、どういう新たな仕組みが出てくるかわかりませんが、その意味では、新しい政府にかわりまして、かなり、例えば原口総務大臣あたり言うておられますように、今後国と地方の仕組みが変わると。例えば予算等についても、一括交付金で、その中で市町村の権限を高めて、地方の権限が具体的に高まっていくような、もちろん事務等に対する権限移譲等についても、相当多く出てくるというふうに想定されると思うんですが、これまで進められてきた人事のあり方と今後の展開の中で、どういうふうにお考えなのかということについて、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○松山総務部長 今、直ちに人事に対する考えということは、ちょっと申し上げることはできませんけれども、確かにいろんな意味で大きな変化がこれから生じてくるということは予測できますので、いろいろ情報をとりながら、その辺は十分臨機応変に考えながら、組織体制も含めまして、人事も含めまして、きちっと対応していかなくちゃいけないというふうに考えております。

○鬼海洋一委員 かつてさまざまな機構改革がなされてまいりました。例えば、先ほど申し上げましたように、総合政策局というのは、調整局から政策局に変わりました。ずっと以前は企画開発部というのがありました。企画開発部で、そこの中でさまざまの全体的な熊本県の、いわゆる今で言う県土デザイン、将来の方向性を示した中で、そして各部局間にわたっても一定の影響力行使ができるような、そういう権限を持っていたんじゃないか。

私は、昭和62年に議会に初めて入りました。その当時の企画開発部というのは、そういう状況でありました。だんだんだんだん変わってきて、総合調整局になる、そして総合政策局に変わる。ある意味では、かつて持っていた企画開発部の機能というのが、今総合政策局の方に、文字ずらで見ると限りにおいては移っているんじゃないかというふうに思っています。どうかということについては、後で御指摘いただきますといいというふうに思うんです。

そうすると、国から来られた方々も、その場面場面において、相当重要なポジションを持たれながら県の方に来られているというふうに思うんですよね。前回、これは私の私見ですけども、小宮さんが地域振興部長でおられました。仕事は大体何をさすとて、せっかく国から来とらすとにというような思いも、個人的私見としてないわけではありませんでした。ですから、国からこの熊本県に向いていただいている方々のその役どころ、それからポスト、なすべき期待、こういうものと一体感がなければ、総合的な人事政策になっていかないのではないかとこのように思っています。

国家戦略、国の室ができましたから、私自身がそう思ってきたことが、国としてはそういうぐあいに機構が変わったなというふうに思いながら、じゃあこれまで進めてきた熊本県の機構とそういう人との関係についても、ある意味でこの辺でもう一回議論してみる必要があるんじゃないかというふうに思いましたので、なかなか難しい人の関係もありますから言いづらい話ではありますが、あえて問題提起をさせていただきました。何か御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○松山総務部長 今御指摘いただきましたけれども、組織もそうでございますけれども、



やはり時代の要請とか、いろんな流れの中で組織というのは変えていく必要もありますし、変わっていくものでもあるというふうに思います。

またもう一つは、どういった組織体制でやるのかというのは、トップの考えとか、そういったこともございます。そういったことも含めまして、いろいろ今にわかになんという方向ということは申し上げることはできませんけれども、やはりこれは常にふだんあるべき姿を目指しながら組織は考えていかなきゃいけないと思いますし、それに伴う人事も同様でございます。そういうことで、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

○鬼海洋一委員 最後に、重複する話でありますけれども、ぜひ総合政策局に一定の権力的権限と言っては言い過ぎかもしれませんが、そういう役割を担っていただきまして、各部についても影響力行使ができるような状況をおつくりいただきますように、これは私の私見として、一つの検討の素材に加えていただくようお願いしておきたいと思えます。

○中村博生委員 今思い出したものだけ、遅うなりついでと言っては御無礼ですけども、滞納税の徴収についてですけども、これは地方税、市町村関係になると思えますが、例えば固定資産税の滞納者に対することで、県に相談とかいろんな対応を言ってこられる部分が大変あるかと思えますけれども、それに対する職員、専門的におられると思えますが、職務範囲といいますか、どういったところまで立ち入ったことができるのか、その辺がわかれば教えていただきたいと思えますが。

○佐藤税務課長 そこにつきましては、何か今御関心を持っていただいているものとこ

ろはちょっとわからないんですけども、私達の方は、国税徴収法の例によるという形の中で、必要に応じて滞納者の方の滞納を解決するために取り組みをしております。厳しいものでは、搜索とか、あるいは預金とか、あるいは財産の調査から差し押さえまでとか、いろんなことができるようになっておりまして、国税に倣った形で今やっているところでもありますけれども……

○中村博生委員 その担当職員には、捜査権というのものもあるわけ。与えられとるわけ。

○佐藤税務課長 徴税吏員という名前になっていますけれども、その徴税吏員証を持っている職員は、国に準じたような権限を持っておりまして、税金の滞納を解決するために与えられた権限はかなりございます。

○中村博生委員 ならば、家に行って、令状とかをもちろん持って行ってから搜索するような状況になるわけですか。

○佐藤税務課長 もともとが課税とかが起こっておりますから、そして、その方々には、督促状とか、催告状とか、未払いのものがありますよというお知らせをしておりますので、改めてその令状とかはありませんけれども、通常は、最初にそのおうちにお伺いしたりすれば、ちゃんと理由を御説明して、御納得いただいた上でそういう手続を、搜索なり調査を行っていったりしているというふうに思っております。

○中村博生委員 それは県の関する部分であるわけと思えますけれども、私が言いたいの、市町村にやっぱり納税課とかあるじゃないですか。市町村にも、そういった権限を持っている職員がいるわけなんですか。

○佐藤税務課長 市町村の場合も、国税徴収法の例によるということで同じですので、県と同様に、同じような権限を持っております。

○中村博生委員 その職員で、何人ぐらいそういうったあれを持っているのはいるんですか。県の職員ですよ、市町村じゃなくて。

○佐藤税務課長 ちょっとお待ちください。

○中村博生委員 後でいいです。

○佐藤税務課長 済みません、人数だけでしたら、おおむね100名ちょっとぐらいが収税の仕事をしております。課税も100名ちょっとですけれども。ですから、今ちょっと概数で申し上げましたけれども。

○中村博生委員 だから、100名が全部それを持っているわけ。

○佐藤税務課長 はい。

○中村博生委員 わかりました。

○森浩二委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情等が5件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時45分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

総務常任委員会委員長